

【論 文】

敗戦後における水産業統制と中央水産業会の「現地金融」

—東京支所を中心に—

創価大学

名誉教授 植田 欣次

目次

はじめに

1 水産業統制の復活と中央水産業会の事業概観

(1) 水産業統制の復活—価格と配給統制

(2) 中央水産業会の販売事業とインフレーション

2 中央水産業会の「現地金融」—地域的偏在

(1) 現地借入制度の開始と展開

(2) 「現地金融」の地域構造

3 東京支所の「現地金融」—荷受機関の産地進出

(1) 東京支所と農林中央金庫

(2) 東京支所の資金繰り難

—荷受機関への前渡金の要請

おわりに

はじめに

1945年の10月、水産統制令の廃止により海洋漁業の統制が解除¹、翌11月には鮮魚介類の統制が撤廃され²、敗戦直後から1946年のはじめにかけて水産業統制は一旦緩められた。しかし1946年3月10日実施の水産物最高販売価格の指定と配給を統制する水産物統制令(3月16日公布、4月1日実施)によって、ふたたび中央水産業会(以下、中水と略称)を中心とする水産業統制が実施された。1946年度における中水の水産業統制は、インフレーションが激しくなり、その展開と行き詰りが同時に進行した。

中水の農林中央金庫(以下、農林中金と略称)からの資金借入は、設立以来本所において行われ、資金は販売事業を行う支所・出張所へ送金されていた。しかし1946年度になると、各地の中水支所・出張所は、水産物の集荷に必要とす

る販売事業資金と事業運営資金を、現地の農林中金から直接借入れるようになった。こうした支所・出張所の現地借入の開始は、集荷をめぐる商業資本との競争が関係しており、集荷資金のスピード化が求められたからである。

さて中水支所・出張所の資金調達は、農林中金からの借入のみならず荷受機関からの前渡金あるいは各都道府県水産業会(以下、地水と略称)からの掛買い等の事業者間信用を伴いながら進展した。こうした農林中金からの借入金と事業者間信用がどのように地域的に展開したかを統計的に明らかにすること、言い換えれば「現地金融」³の地域構造を解明することが本稿の第1の課題である。

ところで各地の中水支所・出張所の農林中金からの借入金は、1946年10月になると異常なほどに急増しはじめるが、借方勘定における仮受金、販売品買掛金も同時に増大し、それともななって貸方勘定の仮払金、前(仮)渡金、販売品売掛金も急増する。すなわち「現地金融」は、秋には爆発的に膨脹する。この実態とその理由を、東京支所を中心に考察することが第2の課題である。

中水は1947年8月末には事業を事実上停止することになり、同年11月14日には閉鎖機関に指定され精算された。中水の事業は敗戦後2年余りにすぎなかったが、本稿が水産業統制の中核団体である中水をテーマとした理由は、同団体は、日本の水産業の中心をなす沿岸漁業者⁴の中央組織である全国漁業協同組合連合会(1938年設立)を母体としており、その歴史的・位置・

意義の解明は、水産業の研究上避けて通れないからである。

分析に先立って農林中金の水産業団体貸出の動向を概観しておこう（表1参照）。農林中金の水産業団体貸出にしめる中水の割合は、戦時から1946年6月末迄は40数%前後であったが、1946年半ば以降、急速にその割合は低下して1947年3月には24%になった。それに代って県水（地水）が急上昇し、1947年3月末には60%と同時期中水の水の2.5倍になる。中水への貸出は、割合が低下しただけではなくその残高さえも1946年12月末の3億2,000万円をピークに減少に転じ、1947年3月末には2億8,800万円となる。本稿が分析する時期は、農林中金の水産業団体貸出の中で中水にかわって地水が中心的な地位をしめる転換期である。

なお、本稿で使用する基本的資料は、国立公文書館が所蔵する「中央水産業会」文書（「財務省」「閉鎖機関精算関係」）である。また本稿は1946年度に限定しているが、それは研究上の便宜的な理由だけではなく、1947年度は水産業統制が解除され、中水のおかれた環境が大きく転換、別途の考案が必要であるからである^{5, 6}。

1 水産業統制の復活と中央水産業会の事業概観

（1）水産業統制の復活—価格と配給統制

戦後における水産業の再統制は、1946年3月1日の農林次官通牒⁷による「最高販売価格」の指定、すなわち鮮魚介類の「標準品種ニ付指定消費地（六大都市及海無県）ニ於ケル卸売業者最高販売価格ヲ定メ」て、開始された⁸。3月3日に官報で公示され10日より実施のこの措置の目的は、「戦後物価安定ニ関スル総合施策ノ一環」として「目下準備中ノ鮮魚介類ノ配給統制ニ関スル措置ト相照応シ『リンク』制ヲ主軸トスル生産、出荷配給ノ強化」にあった。つまり水産業統制は、いうまでもなく水産物の価格と配給の2つの面で統制された。

この時実施の鮮魚介類の公定価格は、指定消費地（六大都市及海無県）における卸売業者の最高販売価格のみを指定することで陸揚地卸売最高販売価格、小売業者最高販売価格、そして指定消費地以外の卸売最高販売価格を決める仕組みになっている⁹。指定消費地に焦点が当てられており、指定消費地への出荷を強く意識していたからであろう。なお指定消費地卸売業者の最高販売価格は、1946年1月実施の協定価格¹⁰を基準にして、「鮮魚介類118種類を12の価格に分類して指定」¹¹したものである。

表1 農林中金の水産業団体貸出 1945年3月～1947年9月

（単位：百万円、%）

年月末		農林中金総貸出額		水産業団体							
				総額		中水		県水		漁業会	
1945	3	761	12	89	100	40	45	31	35	17	19
	9	1,088	11	124	100	50	40	53	43	21	17
	12	1,174	11	131	100	57	44	55	42	19	15
1946	3	1,677	11	189	100	73	39	91	48	25	13
	6	3,439	14	498	100	223	45	129	26	145	29
	9	6,566	12	776	100	270	35	282	36	223	29
1947	12	9,277	12	1,108	100	320	29	586	53	203	18
	3	10,036	12	1,220	100	288	24	727	60	205	17
	6	9,416	12	1,147	100	254	22	698	61	195	17
	9	9,352	13	1,177	100	248	21	687	58	243	21

資料：『農林中央金庫史』2巻の320、335頁、3巻の41、66、111、272、298頁より作成。

注1：農林中金総貸出額の右側数字は、同金庫総貸出額にしめる水産業団体貸出総額の割合を示す。また各水産業団体の右側数字は水産業団体貸出総額を100とした時の各団体の割合を示す。

次に水産物の価格統制と併行して準備された配給統制について検討しよう。水産物統制令¹²は、食糧緊急措置令(2月17日)¹³にもとづいて、3月16日公布、4月1日より実施された。この水産物統制令は、多くの点で戦時下の配給統制規則と共通していたが、「大きな差異」は、陸揚地の出荷機関や消費地域における荷受機関が「単一制」から「複数の機関」を指定できることになったことである¹⁴。この「複数の機関」指定は、これまでの「単一制」のもとで事業をしてきた中水にとって、一見すると大きな影響を受けるものであると考えられるが、この点鮮魚介と加工水産物に区分してやや詳しくみておこう。

まず鮮魚介の集出荷の統制は以下のごとくであった。

「鮮魚介の集出荷の統制…は、地方長官が陸揚地及び…出荷機関を指定し(3条1項)、当該陸揚地に搬入された鮮魚介は、…指定出荷機関に全て販売されなければならぬ(3条2項)…とし、一元的な集出荷をはかっている。…指定出荷機関に集荷された鮮魚介…は、先づ農林大臣が都道府県別の出荷計画を立て、次にこの出荷計画に基づいて、各地方長官が…鮮魚介の出荷に関する必要なる指示をなす…(4条1項)。」¹⁵

すなわち、鮮魚介の集出荷統制については、陸揚地とその出荷機関は地方長官が指定、陸揚された鮮魚介はすべて「複数の機関」からなる指定出荷機関に販売される(＝一元的集荷)。そして一元的集荷の鮮魚介については、大臣が地方別の「出荷計画」をたて、これにもとづき知事は出荷機関に出荷の指示をだす。このように鮮魚介類の統制については、地方長官の役割が大きな地位をしめた。

他方、中水の事業と密接に関連する加工水産物は、すべて大臣が指定する統制機関に「譲渡の義務」があり、統制機関は大臣の指示に従って「当該水産業者 配給業者又はそれらの団体」に対して、水産物の売渡を指図するとした。この規定にもとづいて、統制加工品の種類とそれ

ぞれの統制機関が、1946年5月31日の農林省の告示によって次のように品目毎に指定された¹⁶。

乾海苔、寒天原藻、昆布、いか製品、削節、食糧魚粉、鰺製品…	中央水産業会
鰹節及び雑節…	日本鰹節類統制(株)
寒天	…日本寒天統制(株)
焼竹輪	…各生産都道府県製造業会
焼海苔	…日本加工海苔製造業会
にしん製品	…北海道庁水産業会

みられるように統制機関が複数指定されたとはいえ、加工品の主要品目は中水が担当しており、中水の法的な地位は、基本的には戦時下と同じであった。中水の統制機関としての法的な地位が崩れてくるのは1947年度になってからである¹⁷。

(2) 中央水産業会の販売事業とインフレーション

中水の基本的事業である販売事業は、すべて本所を除く支所と出張所、冷凍工場(三崎と勝浦)の勘定においておこなわれた。ここでは販売事業を概観する。表2は、戦時から戦後にかけての全漁連・中水の販売事業における売上高の推移を、水産物の製品別にみたものである。表2(イ)は、1941年度から1946年度について製品別の売上高の推移を、表2(ロ)は、1946年度の売上高合計8億5,954万円を中水の支所・出張所別に掲載したものである。

注目される第1は、中水の主な取扱品目は、戦時下においては昆布、柔魚<イカ>製品、乾海苔、鰺<イワシ>製品の4品目であったが、戦争末期から戦後にかけて食糧魚粉がそれに加わっていることである。食料魚粉の売上高割合は1945年度15%、1946年度15%と昆布の割合に匹敵するまでに上昇した。これは、1945年「内地産米の大凶作」と「植民地米・満州産雑穀の輸移入が杜絶」したことによる「食糧危機の始まり」に伴う主食の配給が困難となったことが背景にある¹⁸。

政府は、1945年11月28日、食料魚粉を「一

般粉食ニ混用シテ米代替配給ヲ実施シ以テ国民
体位ノ保持ニ努ムル」政策を採用した¹⁹。1946
年1～6月における食料魚粉の生産目標を521
万貫とし196の工場に生産割当をおこなった。
生産目標の内83%が北海道であったが、東京支
所が管轄する千葉・茨城・福島・宮城の各県も
47万貫（生産目標の9%）、指定工場数94が割
当てられ、重要な地位をしめた。これらの指定
工場へは「食料魚粉用原料魚並ニ之ニ要スル資
材ヲ優先的ニ取得」²⁰させるなどの措置をとった。

第2に注目されるのは（表2の口参照）、販売
取扱高における東京支所の地位の高さである。
1946年度の東京支所の売上高は、全売上高の
20.5%をしめ函館出張所の19.5%を上回る。東京
支所の主な製品は、鰯製品と乾海苔、そして食
料魚粉であるが、なかでも乾海苔の販売高4,465
万円は福岡支所と名古屋出張所を大きく上回っ
ている。食料危機の中で東京湾の乾海苔がいか
に重要な役割を果たしていたかは強調しておかね
ばならないだろう。

次に図1は、各所の月別売上高の累計を示し

たものである。東京支所は、4～9月迄、どの支
所・出張所よりも売上高が多い。これは後にみ
るように東京支所は、北海道とともに食料魚粉
の増産・集荷に力を入れたからである。東京に
続いて福岡支所、大阪支所が9月頃から上昇し
ているのはイワシ製品の扱によるものである。
函館、札幌は10月から急増するがこれは柔魚製
品、昆布の取扱が増えるからである。

これは販売高の推移を示したものであるが、
漁期をもある程度反映しているであろう。

さて、1946年度の総売上高8億5,954万円は、
中水の事業が確立した1944年度の1億7,252万
円の5.0倍、1945年度1億5,824万円の5.4倍へ
と急増している（表2のイ）。戦後の再統制期で
ある1946年度の売上高は飛躍的に増大してい
るが、インフレが激しく進む時期であり、当然
のことながら中水の集荷量は販売高に比例しな
い。表3は、中水の取り扱う主要品目（鰯製品・
柔魚製品・昆布・海苔）について、年度ごとの
集荷量（売上量）と単価（統制価格）の変化を
見たものである。

表2 中水の販売品目別販売高
（イ）販売高の推移 1941～1946年度

（単位：千円、%）

品名	1941		1942		1943		1944		1945		1946	
一、鮮魚類	19,391	41	51,894	55	25,946	35	4,908	3	6,576	4	38,224	4
二、海藻類	12,920	27	23,215	25	20,414	27	56,356	33	74,342	47	273,578	32
1. 昆布	5,894	12	12,484	13	8,879	12	10,646	6	13,843	9	141,397	16
2. 石花菜	5,054	11	8,435	9	3,875	5	5,427	3	2,112	1	25,890	3
3. 若布	215	0	614	1	259	0		0		0	0	0
4. 乾海苔（海苔）	420	1		0	7,161	10	38,236	22	57,993	37	105,672	12
5. その他	1,335	3	1,678	2	238	0	1,944	1	392	0	618	0
三、水産製造品	15,499	32	18,604	20	28,824	38	111,166	64	77,323	49	547,738	64
1. 柔魚製品（鰯）	2,389	5	4,839	5	8,476	11	9,017	5	12,126	8	95,731	11
2. 魚油	5,229	11	1,696	2	280	0	1,087	1	321	0	1,085	0
3. 魚粕魚粉	6,489	14	9,744	10	2,488	3	16,490	10	28,763	18	135,752	16
魚肥	-		-		-		14,217	8	5,029	3	9,368	1
食糧魚粉	-		-		-		2,273	1	23,734	15	126,384	15
4. 鰯製品	0	0	0	0	14,812	20	56,576	33	23,259	15	255,534	30
5. 削節	137	0	15	0	0	0	11,163	6	6,578	4	53,318	6
6. 焼竹輪		0		0	1,234	2	8,966	5	5,926	4	280	0
7. その他	1,252	3	2,305	2	1,531	2	7,901	5	347	0	6,035	1
合計	47,811	100	93,713	100	75,186	100	172,521	100	158,242	100	859,540	100

資料：各期『事業報告書』（『事業報告書綴』本経252号）より作成。

表2 中水の販売品目別販売高
(口) 所名別販売高 1946年度

(単位:千円)

品名	札幌支所	根室 駐在所	釧路 駐在所	函館 出張所	仙台 出張所	東京支所	名古屋 出張所	金沢 出張所	大阪支所	福岡支所	計
鮮魚									9,839		9,839
魚類肝臓	29	0	35	208	1,551	409	4	22	174	172	2,607
冷凍品	201		14	6,324	2,393	7,749		450			25,777
昆布	22,994	18,568	36,210	42,648	20,345	362		50	144	72	141,397
寒天原藻	10			291	208	21,562	1,075	496	1,676	570	25,890
乾海苔					3,471	44,649	26,705	2	2,851	27,991	105,672
其他海藻	7		1	17	290	300			0		618
柔魚製品	3,211	194		63,799	22,445	4,022	152	104	846	954	95,731
鰻製品	74		41	12,822	18,299	52,446	3,675	908	95,826	71,440	255,534
魚油	371	30	97	585							1,085
魚肥	5,306	397	816	2,847	0					1	9,368
食料魚粉	11,807	650	1,940	38,131	8,792	39,618	1,903	553	2,753	20,234	126,384
削節	20,284					727			6,286	26,020	53,318
焼竹輪	8				95				162	14	280
塩蔵鯖等					659	772		59	446		1,938
その他						3,714		53	328		4,097
計	64,308	19,840	39,158	167,676	78,552	176,333	33,516	2,701	121,336	147,472	859,540
%	7.5	2.3	4.6	19.5	9.1	20.5	3.9	0.3	14.1	17.2	100.0

資料: 各所「販売益算出表」1947年3月末、『決算書類』本経322号、1946年度。

註1: 冷凍品の計には勝浦冷凍工場分3,209千円、三崎冷凍工場分5,434千円を含む。なお冷凍品は凍魚と冷凍餌料を加えたものである。

2: 計が合わないのは単位未満切り捨てによる。

まず目につくのは、1946年度の中水取扱量（重量又は枚数）が4品目とも1944年度に比較して大幅に減少していることである。鰻製品は905万貫から368万貫へ、柔魚製品は188万貫から157万貫へ、昆布は651万から238万貫へ、海苔は6億2,066万枚から1億4,566万枚へと減少した。とりわけ海苔の取扱量の減少が顕著である。1946年度における集荷がいかに困難であったかの一端を知ることができる。

次に、単価の推移を検討する。単価は各年度における製品ごとの取扱金額（仕入高）を取扱量で除したものである。また倍数は1944年度の単価を1としてその後何倍になったかをみた。各製品の単価は、1944年度と1945年度を比較すると、鰻製品は3.3倍に上昇しているが、柔魚製品・昆布・海苔は1.2～1.3倍の上昇に留まっている。鰻製品が特に上昇率が高いのは取扱量が少なかったことが影響していたものと推察される²¹。

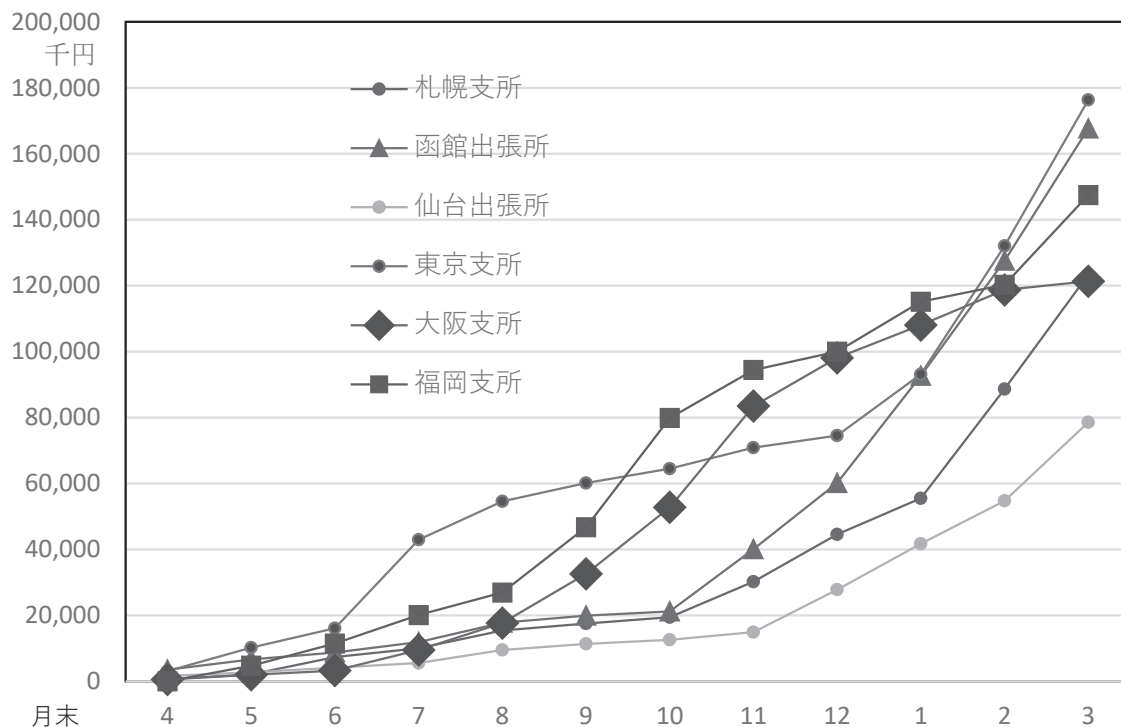
1944年度と1946年度を比較すると、いずれも10倍前後に上昇しており、1946年度の単価の上

昇は、従来の上昇とは桁外れに大きかったといえよう。こうした中水が取扱う製品の統制価格²²の急上昇は、1946年10月以降の「闇物価」の上昇を契機に上昇したものと考えられる。1946年10月における「闇物価」の漸騰の開始について日本銀行は、「終戦以来まがりなりにも漸増傾向を示せる生産も10月以降急に頭打ち状態となり、更にストックも漸く涸渇し来たれる為め、今や経済全般は著しく危機の様相を露呈しつつある。かくて今春以来横這い状態を続け…たる闇物価も、再び漸騰の傾向を示し、生活費亦著しく膨脹し、労働攻勢は益々激化」²³（傍点・筆者、以下同じ）と指摘した。すなわち1946年10月、経済全般の危機が露呈しはじめたのである。もっとも水産製品の統制価格が上昇したとはいえ、その価格はいうまでもなく低く抑えられており、1947年3月8日現在で東京での「闇価格」との格差は少なくとも3倍以上に拡大し²⁴、漁民の漁業生産の重大なる障害となった。

漁民は1947年3月11日には魚価対策宮城県漁民大会を塩釜市において開催し、漁村、業種

図1 各所別の販売品月別売上高累計の推移 1946年度

(単位：千円)



資料：『各支所別の経理統計一覧表』『各種統計表8冊一括』本経419号。1947年3月末は各所『残高試算表』本経309号、その1、1945年3月～1947年4月。

註1：上記の図には名古屋出張所と金沢出張所は示されていない。名古屋出張所の売上高累計は4月の1,040万円から12月の2,008万円、3月の3,352万円と推移した。また金沢出張所は4月の11万円から12月の238万円、3月の270万円と推移した。

表3 主要品目の仕入重量（枚数）と単価

(単位：千貫＜海苔は千枚＞、円)

年度	鰻製品			柔魚製品			昆布			海苔		
	取扱量	単価	倍	取扱量	単価	倍	取扱量	単価	倍	取扱量	単価	倍
1944	9,046	6.0	1	1,883	6.9	1	6,505	2.5	1	620,655	0.06	1
1945	1,198	19.9	3.3	1,288	8.8	1.3	3,176	3.2	1.3	753,565	0.07	1.2
1946	3,680	65.0	10.8	1,570	58.5	8.5	2,380	26.4	10.6	145,660	0.64	10.7

資料：『決算統計表』本経144号、1944年度。『事業収益表』本経673号、1945年度。『各種統計表（8冊一括）』経理419号、1946年度。

註1：1944、1945年度の単価は、中水全体の合計取扱量で取扱金額を除いた金額である。つまり全所的な平均値である。

2：1946年度の単価は、札幌支所のみ取扱数量が不明である。それゆえ単価は札幌支所を除いて計算した。札幌支所における製品毎の取扱金額は明らかなので、各製品の札幌支所の合計集荷金額に対する割合は、鰻製品0.04%、柔魚製品3.9%、昆布55%、海苔0%、である。

別組合代表500人が集まり、決議を採択した。決議の要点は、①「魚類価格統制」が漁業生産の障害になっていること、②漁業生産に必要な資材の配給は「必要量の極一部」であり、大部分は「法外なる価格」で「闇買い」せねばならないこと、③そのために経営破綻は免れず、また「出荷計画」も絵に描いた餅になり「消費者大衆」にも脅威であるので公定価格の撤廃を要求するというものであった²⁵。

このように中水の取扱量は、インフレによる取扱金額の増大とは裏腹に大きく落ち込んでい

た。中水の集荷、いやその土台となっている漁業や漁獲物の製造業がいかに困難であったかがうかがわれる。

以上、1節を要約すると、①戦後の水産業統制は、一旦は緩められたものの、1945年度末には再び価格の最高限度が決められ、配給を統制するために水産物統制令が出されて再び強化された。水産物統制令により荷受機関を「単一制」ではなく「複数の機関」を指定できることになったが、基本的には戦時下の統制とかわらなかった。②中水の扱う製品の統制価格は、1946年

度において従来になかったほどに急上昇したが、それは1946年10月以降の「経済全般」の「危機」のもとでの「闇物価」の上昇を契機にしていた。統制価格が急上昇したとはいえ、闇価格との格差は少なくとも3倍以上に拡大、そのために漁業者は水産業統制の撤廃を強く要望して漁民大会を開催した。

2 中央水産業会の「現地金融」—地域的偏在

(1) 現地借入制度の開始と展開

ここでの課題は、中水の支所・出張所が現地の農林中金支所から直接借入をおこなう制度開始について、その仕組みと意義を検討することである。

1946年5月18日、中水会長木下辰雄は、集荷資金の現地借入をするための「特約手形割引約定書」を農林中金へ差入れた。その主な記載内容は、中水全所での借入限度を6,000万円とし、約定期限1946年9月30日、手形期限60日以内、支払地、支払場所など金融取引に必要な約束事項14項目である²⁶。また同日、中水会長は、「経費資金」についても最高限度420万円の約定書も差入れた。これらの差入れによって現地取引の準備はすべて完了したので、中水本所の経理部財務課は、5月24日、現地の支所等へ資金借入に必要な「代理権限ヲ証スル委任状」を同封して「速ニ準備ヲ了シ取引開始」するよう通知した²⁷。中水福岡支所の場合、翌日の5月25日、農林中金福岡支所から「水産製品集荷資金並に経費資金に関し貴支所と当支所との間に…御取引申上ぐる事となりましたから…御取引開始下さい」と借入開始を促された²⁸。

ところで中水と農林中金の「最寄営業所間」の「資金貸借取引」は、1946年4月はじめには決定され、すぐに開始予定であったが、大蔵省の「資金貸出制限措置」²⁹によって遅延した。すなわち5月9日付で中水経理部財務課が各所へ宛てた通牒によると、「先月<4月>初旬来農林中央金庫ト協議ノ結果…本会並ニ同金庫ノ各最寄営業所間ニ於テ夫々資金貸借取引ヲ開始スル

コトニ決定シ其ノ準備取運ビ中ノ処 偶々大蔵省ノ各金融機関ニ対スル資金貸出制限措置ノ発布ニ遇ヒタル為之ガ実現遷延」³⁰した。そのために、中水が4月中に必要なとする資金は、農林中金本所が「日銀本店ノ承認ヲ得テ中水本所ニ一括貸出ヲ行ヒ」³¹、現地借入は5月から開始することを決めていた。

次に支所借入を開始するにあたって、5月9日付で中水本所が各所へ「遵守」するよう求めた「水産物集荷資金取扱要領」をみておこう。やや長くなるが、現地での金融取引の手順や仕組みが記されているので主な点を引用する。

「一、本所ハ水産物ノ集荷業務ヲ行フ支所、出張所及冷凍工場毎ニ別表第1号<表4参照…筆者以下同じ>ノ通り…借入最高限度額ヲ定メ右各限度金額ノ合計額ニツキ農林中央金庫（本所）ト特約手形借入契約ヲ締結スル…

四、第1号ノ各部署…ハ毎月ノ水産物集荷販売計画ニ基キ資金ノ出入ヲ勘案シテ差当り必要ト認めララル程度ノ金額ヲ自ラ借入レ…借入先ニ於ケル別段預金ニ預入スル… 借入代行部署他部署ノ所要資金ヲ代行借入ナシタルトキハ直ニ…該資金使用部署ノ予メ指定スル地元取引銀行ノ自由預金口座ニ電信振込送金ヲナス…

五、集荷ニ当リ…支払ヲナス場合ハ…中金別段預金又ハ地元銀行自由預金中ヨリ…払出…支払ニ充ツル…前項ノ別段預金払戻請求ニ当リテハ当該集荷物ノ品種、数量、単価金額、出荷者、出荷日等取引ノ内容ヲ明示セル仕切書ノ写又ハ之ニ類スル書類ヲ預金先ニ提示スル…

九、直接事業経費及一般経費支弁資金…ハ本所ニ於テ別表第2号<表4参照>ノ通り各支所出張所及冷凍工場毎ニ借入最高限度ヲ定メ右各限度金額ノ合計額ニ付キ農林中央金庫（本所）ト特約手形借入契約（…経費口特約ト称ス）ヲ締結…

十三、…販売代金ハ…荷渡シト同時ニ取立ツルヲ原則トスルモ…指定荷受機関ガ…現金（自由預金ヲモ含ム）ヲ保有セザル場合ハ荷渡ノ日以

後40日以内ノ期間中ニ限り…現金入手ノ日迄
 …支払ヲ猶予スル…猶予期間中荷渡前日ヨリ
 5日間ハ利息免除第6日以降現入金ノ日迄ノ
 期間…ハ日歩1銭3厘ノ…利息ヲ徴スル…猶
 予期間内ニ代金金額ノ支払ヲナサザルトキハ
 …日歩3銭ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴収…

十四、従来ノ販売事業資金借入金ハ本所ニ於テ別途
 償還ヲ行フモノトシ其ノ財源ニ充ツル為…従
 来ノ販売事業関係ノ売掛金、前渡金、仮渡金、
 立替金、仮払金等ノ諸債権ヲ成ルベク速ニ取
 立テ其ノ回収金並ニ現在ノ在庫販売品ノ売却
 代金ヲ遅滞ナク本所ニ送金スル³²

主な点は、①中水本所は、支所・出張所ごとの集荷資金借入の最高限度額を決めてその合計額について農林中金と「特約手形借入契約」を締結する(一項)。また「直接事業経費及一般経費」資金は、各所の最高借入限度の合計額について本所で農林中金と「特約手形借入契約(経費口特約)」を締結する(九項)。

この2つの特約契約は、すでに見たように5月18日に締結された。②各所は毎月の集荷計画にもとづき必要資金を借入れて、その資金を借入先である現地農林中金の「別段預金」に預入する。代行借入をした場合は、使用部署が指定する地元取引銀行の自由預金口座へ直に電信振込送金する(四項)。例えば札幌支所は函館出張所の借入代行部署なので、借入資金を札幌支所の別段預金から直に引出して函館出張所が指定する「地元取引銀行」へ送金するのである。③各所が集荷資金の支払のために現地農林中金の別段預金又は地元銀行自由預金から払戻請求する場合は、集荷物の内容を示す「仕切書」を預金先に提示する(五項)。④販売代金は、荷渡と同時に取立するのが原則であるが、荷渡の日以後40日以内に限って「支払を猶予」する。しかし荷渡後5日以内は利息を免除するが、6～40日の間は日歩1銭3厘の利息を徴収する。そして猶予期間以降は日歩3銭の延滞利息の徴収をする(十三項)。販売品の売掛金は、利息が徴

収され、中水の販売先に対する信用供与であることが明確化されている。⑤十四項は、従来の中水本所での販売事業資金借入金の取立と農林中金への償還の取扱についての規定である。注目されるのはこれらの借入金は本所での「別途償還」とされており、回収とは一応切離されていることである。また諸債権の取立は「成ルベク速ニ」と、取立が困難であることを示唆していることである。戦時下の借入資金の運用債権を現地から切離し、本所が担当することにしたと考えられる。

表4は、「取扱要領」の冒頭で取り決められた各所の集荷資金の借入最高限度(別表第1号)と「直接事業経費」などの借入最高限度(別表第2号)を示したものである。注目される点は、①借入最高限度は戦時下においては水産物製品の品目ごとに借入最高限度が決められていたが、今回は、現地の「資金使用部署」ごとに決められていることである。②中水が現地借入をするといっても、函館出張所や根室出張所は直接借入をせず、札幌支所が「借入担当部署」となって借入を代行する。中水札幌支所は、農林中金札幌支所からの借入金を別段預金から引出して、函館出張所と根室出張所の取引銀行である地元銀行に電送する。また中水本所は、三崎冷凍工場と勝浦冷凍工場が必要とする資金の「借入担当部署」なのである。③中水本所は三崎冷凍工場と勝浦冷凍工場の「水産物買取資金」の「借入担当部署」ではあるが、集荷業務をまったくおこなわないので本所自体の集荷資金は借入れていない。

では、中水の総借入限度額6,000万円は、どのような内訳になっていたのであろうか。札幌支所1,700万円で28%、仙台出張所450万円で8%、東京支所1,100万円で18%、金沢出張所80万円で1%、名古屋出張所400万円で7%、大阪支所900万円で15%、福岡支所は1,200万円で20%となっている。札幌支所、福岡支所、東京支所、大阪支所、そして仙台と名古屋の出張所がつづいている。札幌・仙台・東京で54%であり、東

表4 中水借入担当部署別の特約借入（特約外借入）の最高限度

(単位：千円)

農林中金	中水		特約限度1946・5・18			特約限度外1946・12・12	
	借入担当部署	資金使用部署	水産物買取資金	%	事業資金	水産物買取資金	%
本所	本所	三崎冷凍工場	800	1	50		
		勝浦冷凍工場	900	2	50		
札幌支所	札幌支所	札幌支所	6,500	11	400	51,000	48
		函館出張所	8,500	14	800		
		根室出張所	2,000	3	150		
仙台出張所	仙台出張所	仙台出張所	4,500	8	200	註4 20,000	
本所	東京支所	東京支所	11,000	18	800	26,000	24
金沢出張所	金沢出張所	金沢出張所	800	1	50		
名古屋支所	名古屋出張所	名古屋出張所	4,000	7	200	26,000	24
大阪支所	大阪支所	大阪支所	9,000	15	700		
福岡支所	福岡支所	福岡支所	12,000	20	800	4,000	4
		計	60,000	100	4,200	107,000	100

資料：別表第1号「水産物買取資金借入限度各部署別割当表」「貸借対照表（其の他）」本経672号、別表第2号「事業資金借入限度各部署別割当表」「資金関係発生額」東京207号、農林中金から中水への通知、1946年12月12日『中金取引関係綴』福岡393号、より作成。

註1：表の「水産物買取資金」、「事業資金」は、それぞれ集荷資金、「経費口特約」の最高限度である。

2：右端の「特約限度外」は、1946年12月12日に新たに設けられた集荷資金の貸出枠である。

札幌支所の最高限度は5,100万円であるが、その内2,550万円は函館出張所の使用分である。

3：水産物買取資金と特約限度外の欄の右側数字は、計を100とした時の割合である。

4：仙台出張所へは、臨時資金として11月30日に貸出が決定された。特約限度外の枠とは別の貸付である。

日本がやや多いとはいえ東西ほぼ同じ割合である。つまり現地借入開始当初の農林中金の貸出の方針としては、全国的に資金配分を行う意図があったことが確認される。端的に言えば地域的な偏在はないのである。次項で詳しく触れるが1946年12月12日に実施された特約限度外の総枠1億700万円の内訳は、札幌支所5,100万円で48%、東京支所24%、名古屋出張所24%、大阪支所0%、福岡支所4%、であり、東日本とりわけ札幌支所に偏在している（札幌と東京で72%）。仙台出張所（但し、後にみるように実際は臨時資金として2,000万円の枠が設けられた）、金沢出張所、大阪支所がゼロとなっている（表4参照）。つまり12月になると農林中金の資金配分は、地域的に偏在するようになるのである。

こうして、現地の支所・出張所は、集荷資金に要する資金を直接調達することができるようになった。ではこの時期に販売事業資金借入が本所から現地へと移されたのは何故であろうか。販売資金を現地において調達する構想はすでに戦時下において福岡支所で唱えられていた。以下の引用は、1943年6月14日付で全漁連福岡出張所長の玉利直次郎が1943年度の資金計画書を送る際に産業組合中央金庫福岡支所と「当座貸

越」の口座開設を本部の水産部長に要望したものである。

「資金ハ其ノ都度本部ヨリ御送付ニ預リ居候ヘ共販売代金精算ニ支障ナキヲ期スルニハ常ニ相当ノ余裕金ヲ保持スル必要アリ 尚毎度ノ送金ニハ少ナク共4、5日ノ日数ヲ要シ其ノ間ノ金利計算ヲ為ス場合ハ相当ノ額ニ達スル…必要ナル際直チニ資金ノ調達ヲ得ル方法トシテ産業組合中央金庫福岡支所対当所ニ於テ10万円乃至15万円程度ノ当座貸越ノ方法ヲ実施スル様御考慮相煩度候」³³

福岡支所が口座開設を要望した理由は明瞭である。1つは本部からの送金には4～5日の日数がかかり、「金利計算ヲ為ス場合ハ相当ノ額」になること、2つは「販売代金精算ニ支障」なく「必要ナル際直チニ資金ノ調達」をするためである。

ところで、1946年初頭の集荷の現場について、農林中央金庫史は、1945年11月の「鮮魚介類統制撤廃を契機として、商業者の活動がしだいに活況となってきたので、漁業会や県水でも、これに対抗するためには販売代金をできるだけ早く支払い、場合によっては前渡金を出す必要さえ生じた」³⁴と指摘している。

表 5 東京支所管下の地水・漁業会の取引銀行 1946 年度 4 ～ 8 月頃

県名	地水・漁業会	取引銀行
静岡	静岡県水 同下田支所 下田漁業会 清水漁業会 伊東漁業会 沼津販売所 御前崎漁業会 用宗漁業会 焼津漁業会	静岡銀行本店 三菱銀行静岡支店 静岡銀行下田支店 静岡銀行下田支店 静岡銀行清水支店 静岡銀行伊東支店 駿河銀行伊東第2支店 駿河銀行港支店 静岡銀行本町支店 静岡銀行御前崎支店 静岡銀行用宗支店 静岡銀行焼津支店
神奈川	神奈川県水三崎鮮魚介集配所	横浜興信銀行三崎支店
千葉	千葉県水 銚子市漁業会外川出張所 浜勝浦、勝浦漁業会 大原町漁業会 御宿町漁業会 天津漁業会 平磯、白河津、七浦、忍戸、千倉漁業会 船形漁業町漁業会	千葉銀行本店 農林中金千葉出張所（主） 安田銀行銚子支店 千葉銀行勝浦支店 千葉銀行大原支店 千葉銀行御宿支店 千葉銀行天津支店 千葉銀行千倉支店 千葉銀行船形出張所
茨城	茨城県水	常陽銀行本店 安田銀行水戸支店 農林中金水戸出張所
福島	福島県水 小名浜漁業会 江名町漁業会 原釜漁業会 久之浜漁業会	七十七銀行平支店四倉出張所 七十七銀行小名浜支店 常陽銀行江名町支店 七十七銀行中村支店 七十七銀行平支店四倉出張所
宮城	宮城県水 塩釜出張所 石巻出張所 気仙沼出張所 女川出張所 志津川駐在所 鮎川駐在所	七十七銀行宮町支店 七十七銀行塩釜支店 築港地出張所 七十七銀行石巻支店 七十七銀行気仙沼支店 七十七銀行女川支店 七十七銀行志津川支店 七十七銀行鮎川支店
其の他	西部水産運輸事務所 大船渡漁業会 大槌町漁業会 大畑町漁業会	農林中金大阪支所 岩手殖産銀行大船渡支店 岩手殖産銀行大槌支店 青森銀行大畑支店

資料：『資金関係発来翰綴』東京207号、1946年4～7月。

註：1946年4月26日付の東京支所の依頼に応じて各地水からの回答を整理したものである。

商業者の活動の活発化に対して、農林中央金庫史は漁業会と県水の「対抗」についてのみ規定しているが、中水も同様であったと考えられる。1943年に福岡支所が唱えた「販売代金精算ニ支障」なく「必要ナル際直チニ資金ノ調達」をする仕組みの現実化、すなわち現地借入の開始の背景には、こうした1945年11月の鮮魚介類の統制撤廃を契機として商業者の活動の活発化があったものと考えられる。

さて東京支所は、現地での金融取引の準備作業として、地水と漁業会の取引銀行の調査をおこなっている。同支所は、1946年4月26日付で管下の県水へ宛てて、「従来動モスレバ遅滞シ勝ノ向アリタル送金等モ爾今迅速化」したいと、地水と漁業会の取引銀行並びに地水が漁業会へ送金の場合の地水経由の必要性の有無を報告するよう求めた。

「今般弊所画期的事務刷新ヲ企図シ従来動モスレバ

遅滞シ勝ノ向アリタル送金等モ爾今迅速化ヲ計リ度ニ就テハ貴会並ニ管下漁業会ヲ含ミ取引銀行御一報相煩度此段御願上候 尚送金ニ当リ貴会宛送金スベキモノナリヤ各出荷漁業会宛送金スベキモノナリヤ不明ノ点モ有之候ニ就テハ此際一応周知致度ニ付併而御報知相成度願上候」³⁵

表5は、取引銀行についての報告結果をまとめたものである。まず地水の取引銀行は、各県水共地元の地方銀行と取引しており、農林中金と取引関係にあるのは、千葉県水（農林中金千葉出張所）と茨城県水（農林中金水戸出張所）のみである。両地水とも農林中金と取引しているが地方銀行とも取引関係にあり、農林中金単独ではなかった。また地水出張所や漁業会は、地元の地方銀行の支店である³⁶。農林中金の事務所の設置地域が限定的³⁷であったことや地水や漁業会の金融機関としての発展が歴史的に浅くいまだ未熟³⁸であったことが影響していると思われる。

東京支所から福島県水への振込は、従来、農林中金仙台支所であったが、同県水は不便なので七十七銀行平支店へ変更するよう希望した。「鮮魚精算代金其ノ他ノ振込金額ハ従来中金仙台支所へ振込有之候為何カト不便」³⁹なので七十七銀行平支店四倉出張所へ変更したいと。福島県水への振込先が農林中金仙台支所であったとは驚きだが、農林系統内で為替網を築きたいとの考えからであろう。

なお、東京支所から漁業会へ送金する場合に地水を経由すべきかどうかについては、千葉県水を除いてほとんどの地水が直接、送金しても差支ないと考えていたようである。千葉県水の場合、「当管下各漁業組合等ヨリ出荷ノ代金等ハ御手数乍ラ一応本会宛御送金又ハ特別当店口振込ヲ以テ可然御取計ヒ相煩度」と回答し、千葉銀行と農林中央金庫千葉出張所が取引銀行だが「本会ノ主要取引ハ農林中央金庫千葉出張所ニ御座候間可成右金庫ヲ御利用」⁴⁰をとこたえている。千葉県水は為替の系統利用をすすめたいとの意

識を保持していたと思われる。

以上、①現地借入の開始当初においては、特約内限度6,000万円の地域的な内訳に見られるように地域的な偏りはなかったこと、②支所・出張所の現地での借入開始の契機は、鮮魚介類の統制撤廃後の商業者の活動の活発化であったことを明らかにした。

(2)「現地金融」の地域構造

中水の事業に必要な資金は、農林中金からの借入金を基本としながらも、荷受機関からの仮受金や地水からの水産物買掛金すなわち事業者間の信用も重要な役割を果す。そして後者の信用は、集荷決済前の前渡金や販売代金の取立前の売掛金として運用される。こうした事業者間の信用と農林中金からの借入金を統計的に検討して、地域構造の特徴と東京支所の位置付をすることがここでの課題である。分析の材料は、中水各所が作成する毎月の「合計残高試算表」である。この資料は、毎月の勘定の残高とともに毎月のフローが示されている点が特徴的である。

資料の分析に入る前に貸借対照表によって中水の主要勘定を概観しておこう。表6は、貸借対照表を1941年度から1946年度にかけて掲げたものであるが、これによって1946年度の中水金融（資金貸借）の特徴がわかる。1947年3月末の残高で大きな割合を占めるのは、借方では借入金、仮受金、販売品買掛金、貸方では前渡金・仮渡金、販売品売掛金、購買品売掛金である。

借入金2億8,507万円は、借方合計6億2,000万余円の46%を占めており中水債務の中で最も高い割合であるが、特徴的なのは、1年前の1946年3月の59%に比して13ポイントも下げていることである。この借入金の割合の低下にかわって上昇したのが、仮受金と販売品買掛金である。仮受金は、1946年3月末から1947年3月末にかけて、12%から29%へと17ポイントも上昇した。また販売品買掛金は、同期間に8%から17%へと9ポイント上昇した。後にみるよう

表 6 全漁連・中水の貸借対照表

(単位：千円 %)

科目		全漁連時代				中水時代							
		1942・3		1943・3		1944・3		1945・3		1946・3		1947・3	
貸方	払込未済出資金	2,766	18	2,315	19	1,794	4	7,319	10	6,029	5	5,405	1
	土地建物	597	4	567	5	603	1	969	1	871	1	1,468	0
	工場設備	724	5	574	5	525	1	735	1	954	1	1,248	0
	出資金、株式	3,335	22	2,129	17	2,796	7	2,633	3	3,648	3	21,978	4
	現金預金	948	6	670	5	1,743	4	4,655	6	16,976	13	64,597	10
	購買品	2,028	14	156	1	219	1	871	1	9,375	7	38,652	6
	購買品売掛金	4,041	27	3,767	31	2,904	7	2,605	3	10,485	8	73,745	12
	販売品	60	0	50	0	7,467	18	13,406	18	11,852	9	64,899	10
	販売品売掛金	56	0	57	0	8,368	20	20,740	27	38,798	29	199,890	32
	前渡金・仮払金	262	2	357	3	8,256	20	15,555	20	20,957	16	117,606	19
	未収金・取立手形	139	1	62	1	6,294	15	1,938	3	2,668	2	3,458	1
	原材料品	0	0	1,630	13	1,197	3	1,484	2	2,118	2	20,279	3
	其他	61	0	0	0	0	0	3,626	5	6,807	5	6,816	1
	合計	15,022	100	12,339	100	42,173	100	76,540	100	131,543	100	620,046	100
借方	出資金	4,157	28	4,157	34	4,157	10	10,239	13	10,239	8	10,249	2
	準備金・積立金	172	1	175	1	370	1	1,417	2	1,675	1	1,183	0
	借入金	7,532	50	6,566	53	17,585	42	42,463	55	77,463	59	285,072	46
	未払込金出資金・株式	1,990	13	42	0	42	0	41	0	521	0	0	0
	販売品買掛金	0	0	0	0	3,170	8	2,736	4	9,900	8	104,815	17
	購買品買掛金	871	6	513	4	639	2	893	1	4,733	4	18,324	3
	仮受金	133	1	579	5	6,358	15	10,595	14	16,351	12	179,888	29
	諸未払金	159	1	96	1	9,534	23	7,781	10	7,859	6	16,321	3
	其他	6	0	208	2	314	1	371	0	2,798	2	4,190	1
	合計	15,022	100	12,339	100	42,173	100	76,540	100	131,543	100	620,046	100

資料：各期『事業報告書』（『事業報告書綴』本経252号）より作成。
 註：各期の右側数字は合計を100とする時の割合を示す。

に前者は主として荷受機関から中水支所・出張所への資金（荷受機関の勘定から見れば前渡金、中水の勘定では仮受金）提供であり、後者は地水（都道府県水産業会）からの水産物の掛買によるものである。1946年度末の仮受金と販売品買掛金を合わせた割合は46%であり、これは借入金の割合と同じである。1946年度の中水にとって、農林中金とともに荷受業者や地水からの信用がいかに重要であったかを示唆している。

次に貸方勘定に目をむけると、1946年3月末から1947年3月末にかけて、前渡金・仮渡金は16%から19%へと3ポイント、販売品売掛金は29%から32%へ3ポイント、購買品売掛金は8%から12%へ4ポイント、それぞれ上昇した。つまり1946年度の中水の事業者間の信用は大きく膨張した。

さて、「合計残高試算表」を用いて、中水の本支所の主要借方勘定の1946年度における月別変化を、図2によって検討しよう。まず本所の手形借入金は4月と6月に増大して2億円余りに達した後、減少してゆくが、10月以降は横ばい傾向である。詳しくみると、手形借入金（本所）の残高は1946年3月末7,020万円（販売5,310万円、購買1,600万円、樺太支所110万円）であったが、4月末には1億1,720万円へと増加した。この増加は主として5,000万円の「水産製品繋資金」としての手形（#136、#139）が振出されたからである（4月20日と4月27日に各2,500万円の「自由支払手形借入金」がなされた）⁴¹。この「水産製品繋資金」は、既に見たように現地取引の開始が予定よりも遅れたために本所で一括して農林中金から借入れたものである。な

お6月末の残高の上昇は、本所が6月26日に購買事業資金を得るために#50手形8,560万円を振出したからである。6月末から11月末にかけて、2億283万円から1億4,762万円へと約5,500万円が減少した。これは4月に振出した「水産製品繋資金」5,000万円が10月末迄に償還されたからである。12月以降、本所の残高は余り減少していないが、旧債権や購買事業資金の回収が進んでいないからと思われる。

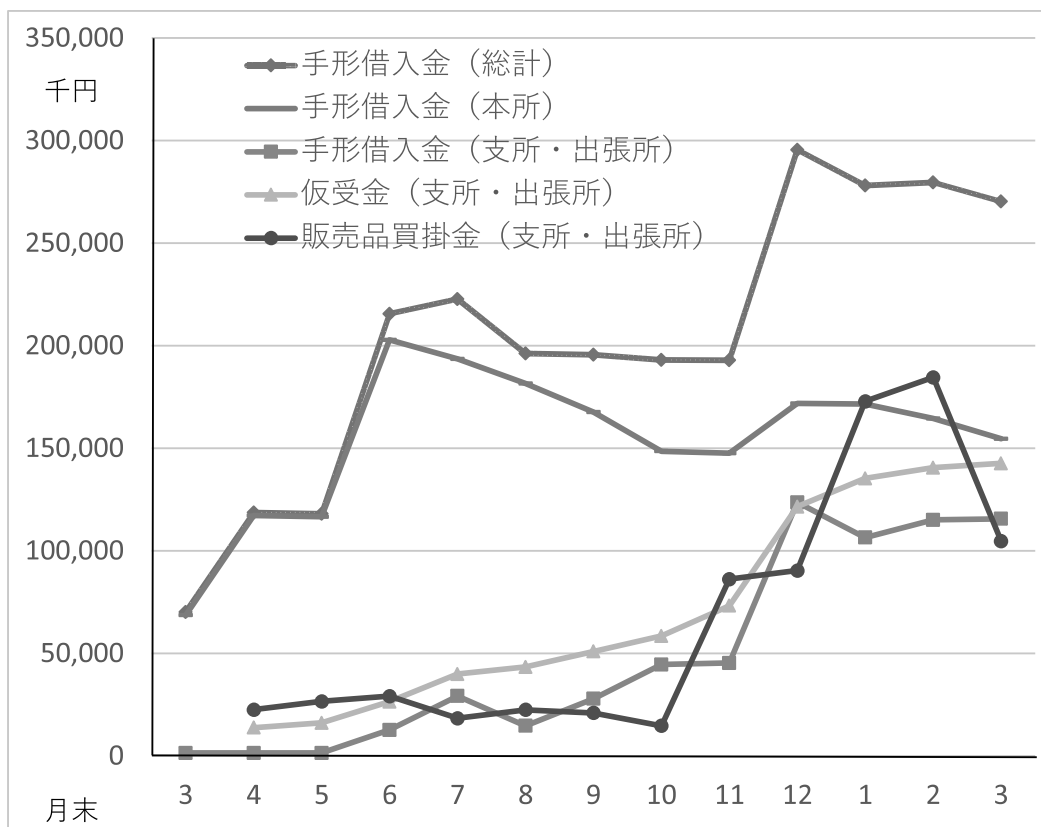
他方、支所・出張所の借入金残高は、11月末迄に4,500余万円に増加、最高限度額6,000万円に近づき、現地での借入が前進していることが読みとれる。だが注目されるのは、仮受金が借入金を常に上回り、販売品買掛金も11月以降一時下回ることにはあったが借入金を大きく上回るほどに推移していることである。とくに1947年1～2月に支所・出張所の手形借入高が増えない中で、それを補うかのように両金額が大きく上

回っているのが特徴的である。

次に、支所・出張所における「現地金融」につき更にくわしく見てゆこう。表7は、中水の各支所と出張所の借入金と仮受金などの主な事業者間の信用に係る勘定の月別残高を掲載したものである（支所・出張所の合計で冷凍工場などは含まない）。借方では、手形借入金が、9月末の2,790万円から10月には4,450万円へと1.6倍へと増加し、さらに12月には前月末から2.7倍へと急増してピークを迎えた。10月と11月に増加したとはいえ、12月の急増は目を見張るものがある。特約内限度額6,000万円をはるかにこえる1億2,370万円へと急増した。

こうした手形借入金が急増するなかで仮受金の増大もそれに劣らず顕著で、手形借入金の伸びが1月以降減少停滞するのとは対照的に急増し、仮受金1億4,531万円は年度末には手形借入金の1.3倍になるほどであった。さらに借方で注

図2 中水本支所の主要借方勘定（残高）



資料：「残高試算表」本経309号、その1、その2（本所）。

註：支所・出張所の残高は、「本支所合併」から「本所」を差し引いて算出した。中水の「本支所合併」の「合計残高試算表」には、本所と各支所、出張所の外に冷凍工場（東京・三崎・勝浦）、北部水産運輸事務所、西部水産運輸事務所、そして漁業会学校が含まれる。

表7 支所・出張所の主要勘定（「現地金融」）の月別推移

(単位：千円)

月 末	借方					貸方			
	支所元金	手形借入金	購買品買掛金	販売品買掛金	仮受金	購買品売掛金	販売品売掛金	仮払金	前(仮)渡金
4	67,629	1,500	3,226	22,501	13,393	7,341	43,665	9,435	7,765
5	75,406	1,500	6,043	26,520	15,802	11,312	39,062	14,769	15,776
6	64,419	20,741	7,352	29,114	25,604	11,006	35,775	12,570	21,980
7	68,671	29,241	7,763	18,363	38,654	24,014	37,530	10,876	14,792
8	51,826	17,582	4,990	22,499	41,418	16,976	36,740	18,535	15,706
9	40,621	27,900	7,095	20,975	50,451	18,527	44,781	17,783	31,167
10	41,782	44,500	5,502	14,733	57,180	20,179	38,368	34,174	40,476
11	46,911	45,300	6,625	86,168	72,387	23,579	64,745	30,821	41,890
12	49,836	123,700	6,403	90,121	120,488	27,224	89,243	78,180	111,338
1	40,563	106,500	6,448	172,386	134,727	25,255	101,687	90,145	124,641
2		110,120	4,813	184,578	140,593	27,736	125,048	83,968	132,322
3	46,544	115,620	6,981	104,811	145,306	29,718	199,209	7,235	90,652

資料：『残高試算表』本経310号、11月分は『決算書類』本経312号、より作成。

註1：金額は、各支所、出張所の金額を合算したものである。

2：空欄は資料が欠けていることを示す。2月分は本支所合併の金額から本所のそれを差し引いて算出した。

3：東京支所の12月分残高は、「本支所合併（本所+東京以外の各所）」の式により算出した推計値である。

目されるのが販売品買掛金である。11月末の残高は8,617万円で前月末の1,473万円の5.8倍へと急増、その後も増加して2月末には1億8,458万円へと驚くべき残高に達した。借方勘定で留意したいのは、仮受金と販売品買掛金の急増が11月であるのに対して、手形借入金的大幅な急増が12月にずれ込んでいることである。つまり事業者間信用の膨脹に遅れて農林中金信用が膨脹しているのである。

次に貸方に目を移してみよう。前(仮)渡金と仮払金は10月以降、また販売品売掛金は11月に急増していることが明瞭である。前者は手形借入金と仮受金を、後者は販売品買掛金を反映しているとひとまず考えることができる。このように事業者間の信用と借入金が10月以降異常に膨脹しているが、日本銀行が指摘する「経済全般」の危機の露呈とともに(5頁参照)、事業者間信用を軸にして中水の「現地金融」は膨脹したといえる。

これまで、「現地金融」の月毎の変化をみてきたが、その観察結果を前提にして、次に債権債務に関する主要勘定を支所・出張所ごとにみてゆこう。すなわち1946年度の中水の「現地金融」の地域性の検討である。順序として事業者間信用をみてそれから農林中金信用をみよう。表8

(イ)は、中水支所の主要な債務である仮受金と販売品買掛金の残高を、支所・出張所別に示したものである。また表8(ロ)は、中水支所の債権である前(仮)渡金、仮払金、販売品売掛金の残高を示したものである。

前者の債務からみてゆくと、仮受金にしても販売品買掛金にしても全支所・出張所の債務の急増は、11月であったが、この増加は、東日本に限られていることである。仮受金は、札幌支所が残高を6月から漸増しはじめているが、函館出張所と仙台出張所は11月に急増、東京支所は1ヶ月遅れて12月から増大した。それに対して名古屋から西では殆んど増えていない。

また販売品買掛金残高は10月末から11月末にかけて、札幌支所が338万円から5,536万円へ、函館出張所が385万円から2,949万円へと爆発的に増大した。だが販売品買掛金の急増は、札幌支所と函館出張所に限定されていることが注目される(東京支所が年度末に増えてはいるが)。北海道における中水は、11月以降、北水の信用に大きく依存したことが読み取れる。農林中金の水産業団体貸出は、中水にかわって地水と漁業会が重要な位置をしめるようになり、その貸出金の60%前後が北水と道内漁業会であることが指摘されている⁴²。道内への農林中金の貸出

金は、中水の札幌支所や函館出張所の販売品買掛金（北水からみれば販売品売掛金）としても機能していたものと考えられる。

次に後者の中水支所の事業者間債権（前渡金、仮払金、販売品売掛金）を観察する。表7によると仮払金が10月に急増していたが、これは札幌支所が大きな役割を果たしていることがわかる。前（仮）渡金は、12月になってからも著しく増加するがこれは函館出張所、仙台出張所、東京支所による。販売品売掛金は、札幌支所と函館出張所で11月から急増する。東京支所は2月以降である。

このように中水支所の事業者間の債務債権をみてきたが、11月頃に急増し、その増加地域は

北海道を中心に東日本に偏在していることがわかる。

ここで、仮受金についてやや掘り下げてその相手先を明らかにしておこう。表9は、1947年3月末における北海道の主な仮受金の相手先をみたものである。北海道中水の仮受金8,215万円（札幌支所4,808万円、函館出張所3,407万円）の50%は東京水産物統制（株）と北海道製造業会（北製）⁴³である。東京水産物統制（株）は昆布資金として札幌支所に23万円、函館出張所1,140万円、釧路出張所に200万円、を支出している（計1,363万円）。北製は札幌支所へ2,043万円、函館出張所へ704万円、釧路出張所へ35万円支出している（計2,782万円）。このように全国の荷受

表8 中水の各所別の主要な事業者間債権債務
(イ) 中水の主な債務—仮受金と販売品買掛金

(単位：千円)

月 末	仮受金								
	札幌支所	函館出張所	仙台出張所	東京支所	名古屋出張所	金沢出張所	大阪支所	福岡支所	支所計
4	1,612	844	3,003	3,447	495	163	1,302	2,527	13,393
5	3,942	1,060	1,610	4,076	323	254	1,132	3,405	15,802
6	12,645	1,053	1,427	4,646	1,342	268	2,594	1,629	25,604
7	19,227	1,983	1,285	4,238	740	207	6,380	4,594	38,654
8	19,378	1,707	1,060	6,119	73	285	8,324	4,472	41,418
9	21,293	2,358	4,825	6,692	648	467	6,846	7,322	50,451
10	26,316	1,681	8,774	7,045	122	333	9,275	3,634	57,180
11	24,735	10,887	17,397	3,594	276	348	10,188	4,962	72,387
12	37,422	35,451	12,930	20,561	293	619	7,360	5,852	120,488
1	40,593	30,169	18,434	25,850	849	460	9,524	8,848	134,727
2									140,593
3	48,076	34,072	26,745	16,406	265	245	3,826	15,671	145,306
月 末	販売品買掛金								
	札幌支所	函館出張所	仙台出張所	東京支所	名古屋出張所	金沢出張所	大阪支所	福岡支所	支所計
4	1,110	6,531	2,233	150	4,949	8	95	7,425	22,501
5	831	16,093	2,623	65	2,789	9	257	3,853	26,520
6	4,246	18,527	2,594	2,593	280	10	224	640	29,114
7	2,653	8,001	1,648	4,888	263	0	387	523	18,363
8	4,650	8,544	2,246	3,610	1	160	539	2,749	22,499
9	2,905	5,886	1,354	5,401	311	691	822	3,605	20,975
10	3,376	3,850	1,299	2,455	0	23	978	2,752	14,733
11	55,356	29,487	131	95	0	30	156	913	86,168
12	64,046	23,330	0	43	1	30	1,937	734	90,121
1	67,730	97,612	462	4,193	2	100	166	2,121	172,386
2									184,578
3	49,058	35,411	675	18,051	0	9	141	1,466	104,811

資料：『残高試算表』本経310号、11月分は『決算書類』本経312号、3月分は『決算書類』本経319号より作成。
註：表8(ロ)の註1～3を参照。

機関が道内の中水へ前渡金を支出していることが読みとれる。

さて、表 10 は、1946 年度の手形借入金残高の推移を各支所・出張所ごとに示したものである。

表 8 中水の各所別の主要な事業者間債権債務
(口) 中水の主な債権—仮払金・前(仮)渡金と販売売掛金

(単位：千円)

月 末	前(仮)渡金								
	札幌支所	函館出張所	仙台出張所	東京支所	名古屋出張所	金沢出張所	大阪支所	福岡支所	支所計
4	0	137	1,540	2,360	100	0	976	2,652	7,765
5	0	112	2,155	10,036	563	75	812	2,023	15,776
6	0	291	824	10,312	890	79	8,521	1,063	21,980
7	0	451	707	5,803	940	77	4,745	2,069	14,792
8	0	457	211	931	796	70	10,485	2,756	15,706
9	0	443	5,333	7,004	911	520	10,801	6,155	31,167
10	0	502	8,973	7,349	885	357	18,813	3,597	40,476
11	0	1,175	19,140	2,496	560	294	13,152	5,073	41,890
12	0	29,128	29,725	24,187	928	274	15,312	11,784	111,338
1	0	29,153	27,956	43,619	2,363	195	12,457	8,898	124,641
2									132,322
3	39,625	153	20,496	9,279	8,060	636	6,185	6,218	90,652
月 末	仮払金								
	札幌支所	函館出張所	仙台出張所	東京支所	名古屋出張所	金沢出張所	大阪支所	福岡支所	支所計
4	4,616	178	1,768	1,386	43	93	1,088	263	9,435
5	10,216	283	1,850	1,306	23	96	794	201	14,769
6	5,994	219	3,348	1,369	45	96	1,049	450	12,570
7	5,891	391	1,816	1,426	64	376	806	106	10,876
8	11,678	1,379	3,162	712	101	253	1,082	168	18,535
9	12,619	1,208	1,564	1,278	56	60	890	108	17,783
10	28,025	867	1,315	2,856	47	85	840	139	34,174
11	24,405	1,674	1,678	1,810	234	165	728	127	30,821
12	68,534	909	3,606	2,746	234	116	1,753	282	78,180
1	76,566	817	2,094	2,354	215	61	7,696	342	90,145
2									83,968
3	3,353	156	158	1,615	30	13	239	1,671	7,235
月 末	販売品売掛金								
	札幌支所	函館出張所	仙台出張所	東京支所	名古屋出張所	金沢出張所	大阪支所	福岡支所	支所計
4	3,650	7,646	5,173	5,573	10,434	9	3,465	7,715	43,665
5	3,775	6,570	3,964	4,705	9,581	7	2,580	7,880	39,062
6	6,147	5,533	4,498	6,126	5,045	11	1,951	6,464	35,775
7	6,463	5,358	3,591	9,311	3,141	6	2,973	6,687	37,530
8	8,771	7,389	3,540	7,468	1,505	220	3,314	4,533	36,740
9	8,213	6,698	2,062	7,383	1,551	656	5,478	12,740	44,781
10	1,996	6,927	2,091	5,504	924	55	4,655	16,216	38,368
11	15,199	22,792	2,058	2,749	743	26	4,692	16,486	64,745
12	25,835	36,598	2,873	2,549	38	25	6,241	15,084	89,243
1	27,892	44,007	8,342	2,344	10	0	3,102	15,990	101,687
2									125,048
3	65,850	56,305	11,626	45,102	1	12	1,900	18,413	199,209

資料：『残高試算表』本経310号、1946年4月～1947年1月、11月分は『決算書類』本経312号、3月分は『決算書類』本経319号より作成。

註1：札幌支所の金額は、釧路駐在所と根室駐在所のそれを合計したものである。

2：1947年3月末の販売品買掛金の札幌支所4,906万円は、札幌支所2,900万円、釧路駐在所1,428万円、根室駐在所578万円を合算したものである。

3：2月の空欄は、資料が欠落していることを示す。また、東京支所の12月分は推計値である。

る。現地での借入は、6月から開始された（東京支所の鮮魚資金を除く）。9月迄の手形借入残高は、2,000万円前後～3,000万円であったが、10

月以降増加、とりわけ12月末には前月末の4,530万円から1億2,370万円へとわずか1ヶ月で2.7倍に増加した。

表9 北海道内中水の仮受金の主な相手先（荷受機関）1947年3月末

（単位：千円）

相手先	残高	相手先	残高	相手先	残高	相手先	残高
札幌支所38,557千円		和歌山県農業会	646	兵庫県昆布荷受組合	1	岡田昆布合資会社	1
<a削節及昆布計20,430>		本所	630	<食料魚粉計4,021>		釧路出張所5,420千円	
北製本部	20,430	沼津漁業会	497	群馬県農業会	1,858	東京都水産物統制（株）	2,000
<b昆布10万円以上計5,694>		函館出張所	343	静岡県水産業会	1,192	日本缶詰会社	500
全農会	2,500	笹島、日本飼料	333	札幌支所	514	岩手県荷受組合	360
函館漁業会	1,000	日本保険給食協会	333	良丈村農業会	405	北製小樽支所	347
長野県水産物	400	山形県上山農業会	333	福井県横江村農業会	37	広島県水産業会	300
帝食特殊品（株）	350	名古屋出張所	315	和歌山県農業会	14	福島県海産市場連合会	212
京都府昆布荷受組合	300	三河水産物（株）	309	<鰯計2,861>		大阪昆布荷受組合	195
東京水産物統制	227	加藤物産	300	福島県海産物市場	846	奈良県水産物配給（株）	130
山口県水産物荷受組合	220	合計a+b+c	33,442	北海道水産製品卸組合	744	名古屋魚類統制（株）	115
エビス食品商会	200	函館出張所34,072千円		兵庫県魚類統制会社	436	富山県海産物荷受組合	101
兵庫県昆布荷受組合	183	<昆布計19,519>		本部	318	計	4,261
佐賀県水産物荷受組合	162	東京水産物（株）	11,400	大阪魚類統制会社	279	根室駐在所4,098千円	
福井県水産業会	150	北海道製造業会	7,038	愛知県三河水産物会社	198	帝国食品（株）	2,809
<c食料魚粉30万円以上7,318>		日冷商事（株）	800	名古屋魚類統制会社	38	群馬県農業会	659
愛知県飼料	958	大阪府昆布配給（株）	116	<その他計7,670>		日本缶詰（株）	353
日本冷凍食品（株）	888	熊本県昆布荷受組合	69	日本海水産株式会社	6,000	青森食品統制会社	222
埼玉県飼料	732	奈良県水産物配給会社	52	静岡県製造業会	1,624	計	4,044
群馬県荷受高崎支部	699	大阪支所	41	真田食品工業所	44	合 計	82,148

資料：「仮受金明細書」（『決算書類』本経321号、3号 1946年度）を集計して作成。

注：上記表は北海道内の札幌支所、函館出張所、釧路出張所、根室出張所の仮受金の主な相手先と金額を示したものである。

表10 中水の支所・出張所別の手形借入残高

（単位：千円）

月末	札幌支所		仙台出張所		東京支所		名古屋出張所		大阪支所		福岡支所		合計	
4					1,500	100							1,500	100
5					1,500	100							1,500	100
6		0	1,000	5	9,500	46		0	8,000	39	2,241	11	20,741	100
7	10,000	34	500	2	12,500	43		0	1,000	3	5,241	18	29,241	100
8	0	0	3,000	17	4,500	26		0	8,000	46	2,082	12	17,582	100
9	3,800	14	3,000	11	4,500	16	2,500	9	8,000	29	6,100	22	27,900	100
10	13,000	29	2,500	6	6,500	15	2,500	6	14,000	31	6,000	13	44,500	100
11	15,800	35	4,500	10	6,500	14	1,500	3	6,000	13	11,000	24	45,300	100
12	55,700	45	22,000	18	25,500	21	0	0	8,000	6	12,500	10	123,700	100
1	44,000	41	19,000	18	22,500	21	1,500	1	7,500	7	12,000	11	106,500	100
2	39,000	35	18,500	17	34,500	31	7,620	7	2,500	2	8,000	7	110,120	100
3	56,000	48	15,000	13	29,500	26	7,120	6	0	0	8,000	7	115,620	100

資料：『手形借入金関係綴』札幌328号、『手形借入金元帳』仙台75号、『手形借入金台帳』東京146号、『手形借入金記入帳』東京313号、『手形借入金元帳』名古屋255号、『手形借入金元帳』大阪178号、『決算書類』本経321号、『手形借入金帳』福岡432号、『合計残高試算表』札幌202号、より作成。なお、金沢出張所では、手形借入は行われなかった（合計残高試算表による）。

注1：東京支所の残高には、1946年度を通じて150万円の鮮魚資金が含まれている。この資金は本所で借入れたものを東京支所で起案したものである。この金額は東京支所の最高限度の枠には含まれない。

2：仙台出張所の1946年度12～3月の残高は特約内資金と臨時資金が合算された数字である。

3：大阪支所の10月末の残高は1,400万円であり、特約最高限度の900万円を一時的に越えている。これは帳簿の数字であり、10月31日に500万円の借入があったからである。利率が1銭4厘でそれまでの1銭2厘5毛より高くなっており特約外の借入がなされていた可能性がある。

10月の残高4,450万円は、前月末の1.6倍であった。この増加は札幌支所と大阪支所によるものであった。11月末もほぼ同じ残高で推移するが、これは福岡支所と札幌支所、仙台出張所によるものであった。つまり10～11月の時期には札幌支所、大阪支所、福岡支所など地域的な広がりがあった。

ところが、12月以降の急増は東日本に偏在した。この増加は、東京より東の各所（札幌支所、仙台出張所、東京支所）において増加しており、この3支所・出張所で、合計残高の84%を占めるに至った。それに対して名古屋より西の各所の残高は横ばい乃至減少傾向で東日本とは対照的である。名古屋出張所の販売高は振るわないが、大阪支所と福岡支所の販売品取扱高は、図1でみたように増加しているにもかかわらず貸出はのびていない。

ところで、現地での借入の開始当初の農林中金との契約では、中水全体の販売資金の借入最高限度は6,000万円であったが、12月12日に特約契約の限度額とは別にさらに「特約限度外借入」として1億700万円を最高限度とする貸出枠が設けられた⁴⁴。この資金の取扱は「現行水産製品集荷資金特約手形割引約定ニ基ク取扱要領ニ準ズ」とされており、その意味では、既存の特約内契約の追加である。ただ「売掛金ノ回収ニ付特ニ御留意ノ上本資金ノ償還ニ万全ヲ期」するよう求められている点が新しい点である。11月以降、販売品売掛金が急増していたからであろう。

この特約限度外借入資金の地域的な配分で特徴的なのは、札幌支所の借入が5,100万円と全体の48%をしめており北海道に重点があることである（表4参照）。そして東京支所と名古屋出張所が各2,600万円、大阪支所は枠がなくまた福岡支所はわずかに4%に相当する400万円にすぎない。名古屋出張所の特約外は、2,600万円も予定したのに殆んど使われていない。またそれとは反対に仙台出張所は、特約外最高限度の枠ではなく、別に「臨時資金」⁴⁵として借入がなされた。

北海道での借入担当部署の札幌支所が、特約限度外借入の開始にどのように関係したかを見よう。同所が従来の借入限度1,700万円の引上を強く願っていたであろうことは、11月末残高が1,580万円への推移からみてある程度予想される。同所は1946年10月21日、集荷資金の借入限度額の引上げを本部へ申し入れていた。下記引用の「水産製品集荷資金借入限度額増加に就て」は、11月7日に本部の経理部が札幌支所へ回答した文書である。札幌支所は、10月に「資金操作不能」となり、本部へ借入限度額を引上げるよう要請していたことがわかる。

「貴所より10月21付中水経発第362号を以て水産製品集荷資金借入限度額増加の申越があったが、右資金取扱に関しては…嚴重履行を要するに拘らず資金運用状況調査、預金現金保有高調査及び販売益調査等所定の調査を再三要求するも大部分未だに提出なく且又今回も事前に何等の連絡なく、資金操作不能に陥って遽かに要求あり、然かも斯かる重大な要件を輕易に一片の書面を以て断片的要求あるのみで…本所としては処理困難に付至急左記書類作成御送付願ふ」⁴⁶

特約限度内の札幌支所の借入限度額は1,700万円であったが、11～12月にかけて札幌支所は巨額の資金を求められていた。例えば函館出張所は、12月11日に札幌支所に宛てて昆布54万8,291貫の代金1,770万円の送金依頼をおこなった。「北水代手引落資金として別紙内容<表11の別紙1>の一金1,770万円也至急送金手配願上ます」⁴⁷と。別紙の「資金依頼書」には、銘柄別に昆布の内訳とともに「期日11/19荷手分」と記されている。

注目されるのは、別紙1の後に同じ便箋に別紙2と別紙3が続けて綴られており、おそらく別紙1とともに函館出張所が札幌支所へ送ったものと推測される。別紙2は、950万円の予納金東京水産物統制（株）をはじめとする名古屋魚類統制（株）、大阪魚類統制（株）などの荷受機関が昆布や鰯を仕入れるために函館出張所へ

表11 函館出張所の1946年12月11日の送金依頼文書（札幌支所宛）
別紙1 「資金依頼書」

(単位：円、貫)

銘柄	等級	数量	単価	金額	備考	銘柄	等級	数量	単価	金額	備考
雑昆布	1等	26,500	80	212,265		長切昆布	2等	14,925	363	541,628	檜山長切
長切昆布	1等	300,216	373	11,198,060	日高長切	長切昆布	3等	7,590	272	206,448	檜山長切
長切昆布	2等	125,896	302	3,805,836	日高長切		計	548,231		17,657,326	
長切昆布	3等	73,104	232	1,693,088	日高長切						
						期日11/19荷手分					

別紙2 <予納金の受入先と仮渡先別金額>

(単位：円、貫)

予納金受入先	金額	品目	仮渡先	金額	品目
東京水産物統制（株）	4,000,000	鰯	北水函館支所	2,700,000	鰯
名古屋魚類統制（株）	1,000,000	//	北水浦河支所	3,000,000	昆布
大阪魚類統制（株）	1,000,000	//	北水檜山支所	2,000,000	鰯
奈良県水産物配給（株）	502,200	//	中水札幌支所	2,800,000	資金返済
東京水産物統制（株）	3,000,000	昆布			
計	9,502,200			10,500,000	

別紙3 <予納金受入先別金額と数量>

(単位：円、貫)

予納金受入先	金額	品目	数量	予納金受入先	金額	品目	数量
道水卸	15,000,000	鰯	47,440	岐阜	970,000	//	10,830
北製		//	120,000	京都	1,060,000	//	11,820
栃木		//	11,280	兵庫	1,600,000	//	18,580
群馬	1,000,000	//	11,440	福岡	2,300,000	//	26,160
埼玉	1,300,000	//	15,220	全農経	900,000	//	10,000
神奈川	1,200,000	//	13,770	九州荷受組合	4,000,000	昆布	130,000
山梨	538,000	//	5,980	代手	10,000,000	昆布	右の内釧路昆布同660,000
長野	1,300,000	//	15,210	計	40,668,000		

資料：2060号「資金送付依頼の件」、『経理関係往復文書』札幌222号、1946年4月～1947年2月。

予納金（函館出張所の勘定では仮受金と思われる）を納めており、函館出張所はそれをすでに北水の各支所へ仮渡金として支出している。別紙3は、同じく予納金であるが、別紙2の「予納金受入先」以外の相手先が一覧表になっており、金額は4,000万円を越えている。この当時函館出張所は、鰯や昆布の代金として12月だけで2,680万円の「予納金」が全国の荷受機関から流れこんだ⁴⁸。これらの予納金に対応する集荷を遂行するためには巨額の資金が必要であったと思われる。

函館出張所の札幌支所への資金要請は、12月12日に開始される特約限度外借入の枠（2,550万円）を見込んでなされたものであろうが、この

時期までに函館出張所は北水から昆布・鰯の集荷資金を求められていた。

ここで特約限度外借入とは別枠の仙台出張所の臨時資金の開始の事情についてみよう。農林中金本所業務局は11月30日、中水へ宛てて「貴会仙台出張所ニ於テ必要とスル鰯製品集荷資金ニ付テハ御申出通り当金庫仙台支所ニ於テ貸出決行」⁴⁹する、と連絡した。この臨時資金を11月末に農林中金が決定したのは、11月末時点において仙台出張所の借入残高は450万円であり、特約内限度額一杯であったからであろう。臨時資金は、特約限度外借入契約より一足先になされた。12月4日、本部の経理部財務課は、鰯製品集荷資金として農林中金仙台支所から2,000万

円の借入ができる旨、仙台出張所へ連絡した。そして12月6日には借入権限の委任状を送った。すでにみたように仙台出張所は、11月に函館出張所とともに巨額の仮受金を荷受機関から得た。それに対応する資金を借入金で準備する必要があると思われる。

臨時資金2,000万円の期間は、2月末とされていたが、1947年2月14日、仙台出張所は本部へ延長を願い出た。「漁期の遅れたのと輸送事情の悪化更に岩手県下に於いて柔魚製品予想外の集荷せるため該資金として流用したことなどにより借入期限たる2月末日迄には資金の回収が困難」⁵⁰だからである。この時の金額は1,500万円と引下げ、利率は1銭6厘に引上げられている。

なお2月14日の臨時資金の延長願いの文面の中で、仙台出張所は中水本部に「借入金及仮渡金の状況」（表12）を報告した。借入金残高は1,850万円にすぎないが、仮渡金はその1.5倍の2,796万円にも達している。福島県水への丸干イワシ、岩手県水や青森県水への柔魚製品、宮城県水や青森県水への魚油菟荷資金がおもなものである。

ところで福岡支所は資金需要がなかったのだろうか。「借入金ニ関スル件」は、1947年1月13日付で福岡支所の経理課長が本部の経理部財務課へ宛てたものである。これは1月11日付の本部財務課長からの電報「最近安田福岡支店ヨ

リ海苔資金100万円借入セシコトアリヤ、アレバソノ状況、ナケレバソノムネ ウナ返」への回答である。

「熊本県産乾海苔仕入資金第1回潮分トシテ年内ニ300万円入用トナリ中金へ再三交渉致シマシタガ米麦購入資金ノ優先放出ト日銀貸出シノ年末引締メラ理由ニ…借入ガ出来ナイ…百万奔走ノ上全農経福岡支店ヨリ130万円仮受 売掛金ノ回収70万円從而100万円ノ不足ヲ安田デ賄ツタ…。

…中略…ドウモ中金デハコノ様ニ突発的ナ場合融通ガキキマセンノデ困惑シマス。…斯様ナコトデ商機ヲ逸スル場合一切ナラズ ドウシテモ短期ノツナギ資金ノ借入ハ已ムヲ得ナイ存ジマス。 一方売掛金ノ回収ニ付キマシテハ努力ヲ払ッテ居リマスガ捗々シク入金致シマセン」⁵¹

1946年12月28日に安田銀行福岡支店から100万円、利率1.7厘、返済日1月28日の約束で借りたことを認め、その理由は、熊本県産乾海苔仕入資金として年内に300万円が必要になり農林中金と交渉したが駄目だった。それで奔走して全農経福岡支店⁵²より130万円、売掛金回収70万円、不足分100万円を安田より「ツナギ資金トシテ短期借入ノ約束」で借入れたと伝えた。福岡支所の限度額は普通資金1,200万円、特約外限度額400万円で、合計1,600万円の枠があるのだが、農林中金の福岡支所への貸付金のピ

表12 仙台出張所の借入金と仮渡金

(単位：千円)

借入金			仮渡金（1月31日現在）		
臨時資金（借入限度20,000）			宮城県水産業会	3,284	魚油外集荷資金
約手第11号	4,000	期日2月20日	福島県水産業会	604	干海苔集荷資金
同 第15号	1,000	同 3月15日	同	11,156	丸干イワシ集荷資金
同 第16号	7,000	同 2月28日	岩手県水産業会	1,000	干海苔集荷資金
同 第17号	4,000	同 2月28日	同	6,671	柔魚製品集荷資金
計	16,000		同	1,500	魚油集荷資金
普通資金（借入限度4,500）			青森県水産業会	725	昆布集荷資金
約手第13号	500	期日3月08日	青森県水産物冷凍組合	200	冷凍餌料集荷資金
同 第14号	2,000	同 3月17日	青森県水産業会	1,950	柔魚製品集荷資金
計	2,500		佐々木四兵衛	863	実子縄集荷資金
借入金総額		18,500	計	27,956	

資料：「鯉製品集荷資金借入期限延長に関する件」1947年2月14日『借入申込関係綴』仙台270号。

註：仮受金の計が合わないのは、単位未満が切捨てによる。

ークは12月末の1,250万円である。福岡支所の100万円の貸出要請に農林中金福岡支所が貸し渋っていることがわかる。

以上、要約しておこう。1946年10月以降、仮受金や販売品買掛金の事業者間信用が急膨張するとともに農林中金からの借入金も急増したが、その「現地金融」の膨脹は東日本地域に偏在していた。事業者信用は11月には膨脹しており、この増加に対応するために仙台出張所の臨時資金枠が設けられ、また特約外借入が認められることになったと思われる。

3 東京支所の「現地金融」

一 荷受機関の産地進出

本節では、東日本への地域的偏在をともなった「現地金融」の展開を、東京支所を事例⁵³としてより具体的に観察することを課題とする。

(1) 東京支所と農林中央金庫

東京支所の農林中金本所業務局からの借入残高は、12月以降、札幌支所に次ぐ位置をしめていた。まず東京支所の1946年度における主要勘定の月別変化をみておこう（表13参照）。借方勘定に目を向けてみると、手形借入金が12月以降急増し12月末には2,550万円へと前月末の650万円の3.9倍、年度末には2,950万円になった。また仮受金も手形借入金の動向と併行するように11月末の359万円から12月末の2,056万円へと5.7倍に増加した。他方、貸方勘定では、12月になると、前渡金、仮渡金が増大し、1月末にはそれぞれ2,901万円、1,460万円になった。要するに1946年12月、東京支所は手形借入金と仮受金によってかつてない額の資金を調達し、その資金を前渡金や仮渡金として運用したと想定される⁵⁴。

表14は、東京支所の1946年度における手形借入金の受払の経過と月末残高（鮮魚資金150万円を除く）の推移を見たものである。手形番号欄の○印は新規振出の手形であり、×印は書替手形であること、また「内」は特約内契約（5月

18日）、「外」は特約外契約（12月12日）にもとづく手形であることを示している。この表によって、東京支所が販売事業に必要な資金を農林中金本所の業務局から、何時、どれだけ借入れ、何に使用して、いかに償還していたかを知ることができる。東京支所は、1946年6月4日における#1手形600万円（食料魚粉充当資金）の振出を皮切りに年度内に新規手形11通4,600万円、書替手形8通3,500万円の合計19通8,100万円の手形を振出した。以下では、特約限度内契約の時期の1946年6～11月と、それに特約限度外契約が加わった時期の12月～1947年3月に区分して、手形の振出の経過を検討して資金需要の実態とその理由・背景を考察する。まず前者の時期から。

東京支所は6月から11月迄に新規手形4通（#1、2、3、6）と書替手形3通（#4、5、8）を振出した。同所は、1946年度に入って食料魚粉の集荷資金が必要であったが、すでにみたように現地借入が予定より遅れたために中水本所が農林中金本所から借入れた資金（「本所繋ぎ資金」）を利用していた。6月4日の最初の#1手形は、現地借入の準備が整ったのでその中水本所からの借入金を東京支所に「振替」するために振出されたものである。6月3日の「稟議書」では600万円の借入は「曩ニ本所＜中水＞ヨリ借入中」の「食料魚粉資金返還」のためと記されている⁵⁵。東京支所はこの時までこの600万円で食料魚粉54,900貫（10貫目当り1,093円）を集荷していた。それゆえこの資金は新規発行ではあるが、農林中金からの借入金を中水本所から東京支所へ付け替えるためであった⁵⁶。

6月22日と7月1日にそれぞれ#2新規手形200万円、#3新規手形300万円が振出された。いずれも2ヶ月手形であり、用途は、前者が千葉県水からの食料魚粉⁵⁷、後者は茨城県水からの食料魚粉32,000貫の仕入のためであった⁵⁸。年度の当初において食糧魚粉が集荷の対象であったのは、1945年秋の米の不作のためにとられた政府の「粉食」政策にそうものであった。10

表 13 東京支所の主要勘定

(単位：千円)

月末	借方														
	販売品売却		購買品売却		販売品買掛金		購買品買掛金		手形借入金		仮受金		支所元金		総計
4	3,139	15	324	2	150	1	0		1,500	7	3,447	16	12,052	57	21,007
5	10,221	27	1,274	3	65	0	-264		1,500	4	4,076	11	19,950	53	37,886
6	16,115	29	1,917	3	2,593	5	-322		9,500	17	4,646	8	19,673	35	55,451
7	42,975	48	3,541	4	4,888	5	-851		12,500	14	4,238	5	20,480	23	89,835
8	54,323	59	4,666	5	3,610	4	-665		4,500	5	6,119	7	18,037	19	92,500
9	60,160	61	5,502	6	5,401	6	365	0	4,500	5	6,692	7	13,832	14	97,829
10	64,523	62	6,755	6	2,455	2	612	1	6,500	6	7,045	7	15,679	15	104,838
11	70,875	67	8,849	8	95	0	662	1	6,500	6	3,594	3	13,217	13	105,369
12	74,533	52	10,153	7	43	0	308	0	25,500	18	20,561	14	13,384	9	144,482
1	93,114	54	11,583	7	4,193	2	222	0	22,500	13	25,850	15	14,447	8	173,024
2															
3	176,333	65	17,063	6	18,051	7	1,389	1	29,500	11	16,406	6	12,938	5	273,164
月末	貸方														
	販売品仕入		購買品仕入		販売品売掛金		購買品売掛金		仮払金		前渡金		仮渡金		総計
4	4,648	22	2,648	13	5,573	27	665	3	1,386	7	913	4	1,448	7	21,007
5	12,952	34	3,108	8	4,705	12	720	2	1,306	3	3,143	8	6,893	18	37,886
6	25,834	47	3,577	6	6,126	11	1,080	2	1,369	2	2,343	4	7,969	14	55,451
7	51,003	57	5,099	6	9,311	10	1,883	2	1,426	2	2,273	3	3,530	4	89,835
8	53,766	58	7,026	8	7,468	8	2,203	2	712	1	2,342	3	6,978	8	92,500
9	59,783	61	8,830	9	7,383	8	2,745	3	1,278	1	238	0	6,766	7	97,829
10	64,398	61	10,200	10	5,504	5	3,068	3	2,856	3	36	0	7,313	7	104,838
11	72,359	69	12,197	12	2,749	3	3,951	4	1,810	2	17	0	2,479	2	105,369
12	76,391	62	13,367	11	2,549	2	4,827	4	2,746	2	9,517	8	14,669	12	124,066
1	93,873	54	14,946	9	2,344	1	4,560	3	2,364	1	29,017	17	14,602	8	173,024
2															
3	170,663	62	14,726	5	45,102	17	4,542	2	1,615	1	7,204	3	2,075	1	273,164

資料：『残高試算表』本経310号 1946年4月～1947年1月、『決算監査書（東京支所）』本経333号、1946年度、『決算書類』本経312号、1946年度、より作成。

註1：各欄の右側数字は、総計に対する割合を示す。また1947年2月の空欄は、資料の欠落を示す。

2：総計は、「資産負債計」にそれぞれ「利益損失計」を加えた金額である。すなわち「合計残高試算表」上の借方、貸方勘定における「総計」である。

3：12月分は推計値である。総計は、推計値の主要勘定を加算したものである。

月5日振出の#6新規手形200万円の資金用途は、札幌支所と青森駐在所からそれぞれ昆布8万貫（100万円）を仕入れるためであった⁵⁹。支所の間でも売買がなされていたことを示す⁶⁰。

次に8～11月に振出された3通の書替手形（#4、#5、#8）を振出した理由を検討する、8月2日の#4書替手形300万円の振出の理由は、#1新規手形（振出6月4日、期限8月2日）600万円の内300万円は償還したが残りの300万円を書替償還するためであった⁶¹。償還資金が不足した「理由」は、8月1日付で東京支所が農林中金に送った「手形書替申込書」⁶²によると、「水産製品売掛金未回収ノタメ」であったからであ

る。また8月2日時点での東京支所の借入金残高800万円の使途は、「食料魚粉売掛金未回収」500万円、食料魚粉の在庫50万円、食料魚粉の集荷予定250万円（8月1万貫100万円、9月1万5千貫150万円）であった⁶³。売掛金の未回収が増加しつつあったが、8～9月の食料魚粉の集荷予定の資金は確保されていた。

8月2日以降、8月20日と8月29日に支払期日を迎えた#2新規手形200万円、#3新規手形300万円は予定通りに償還された。その結果8月29日以降の手形は#4書替手形のみとなった（つまり残高は300万円のみ）。

この#4書替手形は9月30日に支払期日を迎

表 14 手形借入金の受払経過と残高の推移（東京支所） 1946 年度

（単位：千円）

手形番号	名称	振出期日	支払期日	割引料(円)	受	払	月末残高	使途
○ #1	内 新規借入	604	802	39,600	6,000			食糧魚粉
○ #2	内 新規借入	622	820	13,200	2,000		8,000	食糧魚粉（千葉県水）
○ #3	内 新規借入	701	829	19,800	3,000		11,000	食糧魚粉3万2千貫（茨城県水）
	#1 8/2償還（300万書替）					6,000	5,000	
× #4	内 書替借入	802	930	22,500	3,000		8,000	
	#2 8/20償還					2,000	6,000	
	#3 8/29償還					3,000	3,000	
	#4 9/30書替償還					3,000		
× #5	内 書替借入	930	1128	22,500	3,000		3,000	
○ #6	内 新規借入	1005	1203	15,000	2,000		5,000	昆布8万貫（札幌支所） 昆布8万貫（青森駐在所）
	#5 11/28書替償還					3,000		
× #8	内 書替借入	1128	125	24,780	3,000		5,000	仙台丸干資金
	#6 12/3書替償還					2,000	3,000	
○ #9	内 書替増額借入	1203	131	42,000	5,000		8,000	乾海苔582万枚（千葉県水）
○ #10	内 新規借入	1219	215	24,780	3,000		11,000	丸干6万貫（千葉県水）
○ #11	外 新規借入	1219	215	49,560	6,000		17,000	丸干6万貫（仙台支所3,000）、 乾海苔22万枚（神奈川県水 1,500）、乾海苔22万枚（東京 都水1,500）
○ #13	外 新規借入	1228	225	58,800	7,000		24,000	乾海苔700万枚（千葉県水 6,000）、冷凍魚サンマ7500貫 （茨城県水500）、冷凍イカ 10,000貫（岩手県水500）
	#8 1/25償還					3,000		
	#9 1/31書替償還					5,000	16,000	
× #14	内 書替借入	131	331	42,000	5,000		21,000	
○ #15	外 新規借入	201	331	47,200	5,000		26,000	乾海苔440万枚（千葉県水）
	#10 2/15書替償還					3,000		
× #16	内 書替借入	215	415	28,800	3,000		26,000	
	#11 2/15書替償還					6,000		
× #17	外 書替借入	215	415	57,600	6,000		26,000	
○ #18	内 新規借入	221	421	28,800	3,000		29,000	丸干6万貫（茨城県水）
	#13 2/25書替償還					7,000		
× #19	外 書替借入	225	425	67,200	7,000		29,000	
○ #20	外 新規借入	228	428	38,400	4,000		33,000	丸干8万貫（茨城県水4,000） 丸干6万貫（千葉県水3,000）
	#15 3/28期限前償還					5,000		
× #22	書替借入	331	529	48,000	5,000		33,000	
	#14 3/31書替償還					5,000	28,000	
	合計				81,000	53,000		

資料：『手形借入金台帳』東京146号、『中金手形借入関係書』東京208号、1946年6月～1947年3月より作成。

註1：手形番号欄の○印は新規手形、×印は書替手形であること、また「内」は特約限度内契約（5月18日）、「外」は特約限度外契約（12月12日）にもとづく手形であることを示す。

2：割引歩合は、手形の振出期日が6月4日～7月1日は1銭1厘、8月2日～10月5日は1銭3厘、11月28日～1947年1月31日は1銭6厘、2月1日～3月31日は1銭6厘である。

3：振出期日6/4の#1は、東京支所が本所から借入れて使っていた債務を東京支所の農林中金からの借入に付け替えたものである。

4：東京支所の『手形借入金台帳』には、上記の外に、1945年度から鮮魚資金150万円の債務が繰越されている。この繰越金は6月21日振出の手形#52（支払期日9月18日）に書替えられ、さらに9月18日には#7に書替（支払期日12月16日）られ、12月16日には#12に書替（支払期日2月28日）、2月28日には#21に書替（支払期日5月28日）られている。台帳には「鮮魚資金として本所において借入せるも当所において起案」と記されている。また本所の『手形借入金元帳』には1946年3月15日に鮮魚買取資金として振出されたことが記帳されて9月迄記帳されているが、「東京支所に於て勘定計上に付取消す」として取消線が引かれている。

えたが、#5書替手形（支払期日11月28日）
の振出によって償還された。この時の理由も「水

産製品売掛金未回収ノタメ」と記されている⁶⁴。
この借入資金300万円の使途は、1946年9月30日、

東京支所が農林中金に宛てた「水産製品使途明細書」によると「売掛金未回収」80万円、在庫20万円、10月と11月の食料魚粉2万貫の「集荷予定」200万円であった⁶⁵。食料魚粉の借入が実際になされるのは2ヶ月後の集荷を考えてのことである。留意すべきは「売掛金未回収」の意味は、300万円のすべてが回収されていないということになろう。借替がすべて固定化されているわけではないことがわかる。

11月28日振出の#8書替手形（支払期日1月25日）は、#5書替手形300万円（9月30日振出）の償還のため、その理由は「水産製品売掛金未回収ノタメ」⁶⁶とされている。11月28日の借入残高500万円は、10月5日振出の#6新規手形200万円（昆布集荷）と今回の#8書替手形300万円である。そして11月28日に東京支所が農林中金に宛てた「水産製品使途明細書」⁶⁷によると、その使途は、「売掛金未回収分」150万円、仙台支所への「前渡金残」150万円、そして「12月集荷予定」の200万円である。12月の集荷予定の製品は「丸干製品」40,000貫（平均単価10貫目当たり500円）である。「前渡金残（仙台支所）」150万円は、この時迄にすでに支出されており、前渡金がすでに広がりつつあったことを示している。丸干集荷資金とともに前渡金が問題になったのであろう。

さて、検討の時期を1946年12月以降に移そう。東京支所の12月末残高は、11月末残高500万円から特約内手形の最高限度1,100万円の2倍以上の2,400万円へと急増した。これは12月に振出された2通の特約内手形（#9:500万円と#10:300万円）と2通の特約外手形（#11:600万円と#13:700万円）によってもたらされた。いずれも新規手形であり、主として乾海苔と丸干を集荷するためであった。

12月3日振出の#9（500万円）は、新規手形に分類されているが、厳密には「書替増額借入」の手形で、書替と新規が合わさった手形とでもいうものである。この手形による借入額500万円の内200万円は、10月5日振出の#6新規手

形の償還に充当され、残りの300万円が新規の資金として利用された。

留意すべきは、この時点で東京支所が集荷に利用する資金が500万円としていることである。中水が農林中金に宛てた「手形申込書」では、借入資金の500万円（#9）は千葉県水からの乾海苔582万枚の集荷に充当されるとしている。また、この借入に関する東京支所の起案文書（12月2日）では、以下のように記されている。

「今般水産製品買取代支払のため左記の通り農林中央金庫より水産物資金取扱要領に基いて増額書替借入致し度いと思います 記

一、金500万円 12/3期日 200万円也約手第6号分

一、支払期日 昭和22年1月31日

一、使途 海苔集荷資金充当」⁶⁸

東京支所はこの新規に借入れた資金300万円と#6新規手形の回収額200万円（回収は期日通りになされたと思われる）の合計500万円で千葉県水から乾海苔582万枚を仕入れた。借替とはいえ、#6手形は昆布資金として利用され、順調に回収されて12月3日には海苔集荷に利用されたといえよう。

12月19日には、#10特約内の新規手形300万円と#11特約外の新規手形600万円が同時に振出された。#11は特約外手形の最初である。借入の理由は、「水産製品集荷資金」でその明細書が添付されているが、合計900万円の使途は、すべて「前渡金」と区別されている⁶⁹。集荷のために支払先へあらかじめ「前渡金」として送金される。なおこの借入金の起案は12月14日になされているが、「この度丸干製品集荷のため茨城県水、千葉県水より所要資金の要求を受けました」⁷⁰ので借入をしたいという。丸干資金だけで600万円であり、もはや特約内の手形だけでは資金需要に応じることができなかったのである。この時の需要が契機となって特約外の新規手形の振出がなされたといえよう。

12月28日振出の特約外の#13新規手形700

万円の支払先は、千葉県水へ前渡金 600 万円（乾海苔 700 枚）と茨城県水と岩手県水への各仕切金 50 万円であった⁷¹。

ところで、12 月 28 日の特約外の # 13 新規手形 700 万円の振出に際して農林中金へ提出したと思われる「水産製品資金使途明細書」によると、12 月 28 日現在の東京支所の借入残高 2,400 万円の使途は、以下のように記されている。

「千葉県水乾海苔前渡金残額	600 万円
千葉県水丸干	〃 350 万円
茨城県水丸干製品	〃 600 万円
神奈川県水乾海苔	〃 100 万円
千葉県水乾海苔 集荷予定	650 万円
岩手県水冷凍魚仕切	50 万円
茨城県水冷凍魚仕切	50 万円
計	2,400 万円」 ⁷²

残高 2,400 万円の使途の内訳は、「前渡金残額」が 1,650 万円（69%）、「集荷予定」が 650 万円（27%）、「冷凍魚仕切」が 100 万円（4%）である。12 月 28 日に借入れた 700 万円は千葉県水からの乾海苔の集荷予定と冷凍魚仕切にあてられていると考えることができる。注目されるのは、28 日の借入直前の既存の借入金残高 1,650 万円の使途が、乾海苔にせよ丸干製品にせよ「前渡金残額」として記されていることである。「前渡金残額」は、乾海苔や丸干の集荷にあたりあらかじめ東京支所が地水（県水）へ「前渡金」として支払い精算した後の金額である。12 月には 4 通の新規手形が振出され、借入残高が急増したが、その使途は、ほとんど地水への「前渡金」の積増しであった。

それでは、一体、この時期に特約外手形を振出してまで東京支所が「前渡金」の積増しを必要としたのは何故であろうか。この点を考察するために、12 月に振出された 4 通の手形（# 9、10、11、13）の支払期限がせまる中で東京支所が 1 月末から 2 月に振出した書替手形（# 14、16、17、19）の書替理由に注目する。

引用は、# 14 書替手形 500 万円（1 月 31 日振

出、3 月 31 日期限）振出のための起案文書（1 月 28 日）である。この起案は特約内の # 9 新規手形（1946 年 12 月 3 日振出、1947 年 1 月 31 日期限）を借換えるためになされた、

「客年中 12 月 3 日第 1 回乾海苔集荷資金として左記の通り農林中央金庫より借入、資金の操作に当って参りましたが、其後尚第 2 回、第 3 回と振替分（各荷受機関より直送分）を含んで第 8 回までその資金前渡金として、その需要に[・]応[・]ぜ[・]る[・]を[・]得[・]な[・]い[・]状[・]態[・]で[・]し[・]た[・] 然[・]も[・]乾[・]海[・]苔[・]の[・]集[・]出[・]荷[・]思[・]ひ[・]に[・]任[・]せ[・]ず[・]従[・]つ[・]て[・]前[・]受[・]資[・]金[・]の[・]回[・]転[・]、資[・]金[・]の[・]効[・]率[・]化[・]な[・]ど[・]殆[・]ん[・]ど[・]空[・]文[・]に[・]等[・]し[・]い[・]状[・]態[・]で[・]あ[・]り[・]ま[・]す

従って差し迫った本月 31 日期限の手形も増額書替継続借入すると共に此際当面の隘路を強力に克服して資金の効率化を計りたいと思ひます」⁷³

注目されるのは、東京支所の乾海苔の集荷に際しては前渡金の「需要に[・]応[・]ぜ[・]る[・]を[・]得[・]な[・]い[・]状[・]態[・]」である一方、他方では「乾海苔の集荷思ひに任せず」の状態であったこと、そのために「資金の効率化」はできていないことが借替の理由とされていることである。いいかえれば、前渡金の需要には[・]応[・]じ[・]ぎ[・]る[・]を[・]得[・]な[・]い[・]事[・]態[・]と集荷が計画通りにすすまないという東京支所にとっては深刻な事態が、乾海苔の集荷の現場において進行していることが示唆されている。ここで指摘されている「前渡金」を地水が要求したのは、インフレの進行による水産物価格の高騰が著しく進んでいたからであると思われる⁷⁴。東京支所が「[・]応[・]ぜ[・]ぎ[・]る[・]を[・]得[・]な[・]い[・]状[・]態[・]」というのも、価格高騰のことを指しているのであろう。

ところで、# 14 書替手形は、# 9 新規手形(12/3 振出)の「水産製品（乾海苔）前渡金未回収ノタメ」⁷⁵であった。1 月 31 日の東京支所の借入残高は、2,100 万円になったが、その使途明細は「乾海苔前渡金残額」1,170 万円、「丸干前渡金残額」740 万円、そして「冷凍魚在庫品」100 万円、丸干「売掛金未回収分」72 万 4,828 円、「預金残」17 万 5,172 円であった。つまり借入金残高の 91%が「前渡金残額」なのである。1 月末時点で

はあらたな集荷のための資金はまったくなく、翌2月1日の#15の新規手形500万円の振出による乾海苔集荷資金の確保は、そうした状況の中で行われた。この500万円は千葉県水からの乾海苔440万枚の集荷にあて「第1旬分前渡金」のためであった⁷⁶。「前渡金ノ未回収」が何を意味しているか、必ずしも明確ではないが、集荷が思うように進まないために前渡金の額が減少しないことを指しているのではないと思われる。

12月19日振出の#10特約内手形300万円と#11特約外手形600万円の支払期限は2月15日である。この支払期限の前日である2月14日、東京支所は#16と#17書替手形を振出すために下記の起案文書を作成した。#10と#11の償還を借替する興味深い事情が記録されている。注目される点の第1は、荷受業者が中水・県水を経由しないで「生産地と直接取引」しており、その金額は約1,000万円に及ぶこと、第2は、そのことにより、中水は、荷受機関からの「前渡金も精算金も徴収」できなくなっていること⁷⁷、第3に、中水は「資金の回収、回転どころか、資金の操作全く困難なる事態」である。だから借替をしたいと。

「旧臘<12月>19日首標集荷資金として左記の通り農林中央金庫より借入運転致して参りましたが、千葉、茨城両県水共製品出荷に当りまして業者（製造業者）が生産地と直取引をなして、中水、県水を経由せず決裁を了したものの概算金1000万円に及び従って之等荷受機関より該資金の前渡金も精算金も徴収し得ない状態となり資金の回収、回転どころか、資金の操作全く困難なる事態に立到りましたそこで之等に対しては抜本客観的な対策を講ずると共に本資金は一応書替借入して之が回収に全力を注ぎたいと思ひます。 記

一、金900万円也 内訳 金300万円也約定内借入金600万円約定外借入

一、直取引分1,000万円也 内訳 長野県約450万円 山梨県270万円、静岡県47万円 岐阜県51万円 京浜地区約190万円 計1,008万

円」⁷⁸

ここには、海無県の荷受業者が中心となって生産地へ進出し、生産者と巨額の「直取引」をしていることを、個別取引金額を示して具体的に説明している。そして、そのために東京支所は集荷も資金操作もできなくなっていると述べている。引用文の「荷受機関より該資金の前渡金も精算金も徴収し得ない状態」で「資金の操作全く困難なる事態」というのは、もはや荷受機関にとって、東京支所は取引相手ではないことを意味する。そのことは荷受機関が、前渡金を東京支所ではなく地水へ直接送金していたことから窺うことができる。地水はしばしば、荷受機関から直接受取った前渡金を、手続上東京支所を経由したようにすることをしばしば東京支所へ依頼した⁷⁹。

こうした荷受機関の生産地への進出は、東京支所管下だけではなかった。農林中金の金庫史は、荷受業者の生産地への直接取引の増大について「商業者のほうでは漁業者から高値で買い付けており（この場合、沖合で買うことが多かった）、また前渡金を出すことも珍しくなかった…。さらに漁業会においても、このような事情の下にあっては、県水へ出荷しないで系統外へやみ売りをする傾向が現われてきたから、県水の集荷もしだいに振わなくなった」⁸⁰と指摘している。東京支所は、12月になって地水へ前渡金を渡して集荷を確保することに努めたが、今や集荷における前渡金の効果はなく、地水への前渡金だけが増加していたのである。

中水東京支所が農林中金に宛てた「手形書替借入申込書」によると、その「理由」は2月15日振出の#16書替手形300万円が「水産製品（丸干）前渡金未回収ノタメ」⁸¹、同じく2月15日振出の#17書替手形600万円は「水産製品（丸干・乾海苔）前渡金回収分ノタメ」⁸²、である。また東京支所の2月15日の借入金残高2,600万円の使途は、「乾海苔集荷前渡金残」1,920万円、「丸干集荷前渡金残」640万円、「預金残」17万5,172

円、「冷凍魚類製品」22万4,822円である^{83、84}。借入残高の96%までが乾海苔と丸干の「集荷前渡金残」である。1月末に比して「集荷前渡金残」の割合はますます上昇していることがわかる。2月1日に集荷資金として農林中金から新規の資金を借入れたはずなのに、その資金は集荷には至っていないのである。

東京支所が借入れて千葉県水や茨城県水へ支払った「前渡金」の内、使用されない資金が増加しているのである。こういう状態でここでの引用は結局、荷受機関が直接、産地に入り込んで購入しているので、いわば東京支所（代理者としての千葉県水や茨城県水）などが買い負けている、買うことができない。こういう状態だから、中水が荷受機関から前渡金を仮受金として受取って、前渡金を地水へ渡しているが資金の操作全く困難に陥っている。

ところで地水へ渡した前渡金は、生産者団体である漁業会へわたされてゆく。表15は、千葉県下の乾海苔集荷のための前渡金がどの漁業会へ渡したかを示す。2月21日現在において4,277万余円が「県水より漁業会に渡した前渡金」である。

さて、この前渡金の増大に対して、東京支所

はどのように対処したのであろうか。12月に振出して2月15日に支払期限を迎える2つの新規手形（#10：300万円と#11：600万円）の償還は、書替で乗り切ったが、12月28日に振出した特約外の#13新規手形700万円の支払期限（2月25日）がせまる中、東京支所は2月21日、特約内の#18新規借入300万円の起案を作成した。①茨城県水と千葉県水から「丸干資金」の要請があったが、農林中金からは「貸出停止」そして「資金回収の不円滑」のために資金は「涸渇」、困っていた。②ところが2月20日に「回収資金の範囲内で一時資金を融通」してもよいということになった。要するに借入れた300万円は取立てて回収したら、また運転資金に利用するのではなく、そのお金は必ず返済するのが条件（＝「先渡」）であった。こうして2月21日、#18新規手形300万円が振出されて、茨城県水へ丸干6万貫の「前渡金」⁸⁵として支払われた。

「先般来茨城県水、千葉県水より丸干資金として再三、再四要求がありましたが、中金より貸出停止、資金回収の不円滑の状態から資金全く涸渇し困窮致していました。昨日中金と日銀との交渉の結果回収資金の範囲内で一時資金を融通してもよろしいと云ふ談を受けましたので借入した金は必ず償還す

表15 千葉県下の生産数量と前渡金の漁業会別支払状況 1947年2月21日

漁業会	生産数量 (千枚)	集荷海苔代金 (千円)	県水より漁業会に渡した 前渡金 (万円)	漁業会	生産数量 (千枚)	集荷海苔代金 (千円)	県水より漁業会に渡した前 渡金 (万円)
浦安	617	648	210万	奈良輪	2,030	1,923	145万
船橋	1,275	1,281	行徳90万 幕張20万 60万	椎津	36	31	10万
千葉	945	733	千葉40万 金井25万 検見川10万 稲毛7万 計82万	君津	1,484	1,431	1,820万
曾我野	332	287	101万	木更津	4,608	4,714	
生浜	1,431	1,152	122万	青堀	2,866	2,585	
八幡	691	792	145万	富津	1,329	1,243	
五井	648	566	君塚20万、… 五井130万 計150万	姉崎			60万
青柳	1,146	939	260万			計10,006,000	
長浦	150	145	35万	計	28,088	26,340	4,277万5千
金田	8,010	7,457	825万				< 3,600万円 >
松ヶ島	484	405	95万				

資料：「昭和21年2月21日現在二於ケル千葉県産海苔集荷配給並ニ資金関係」『資金関係書類』東京206号、1946年11月～1947年3月。
 註：1946年2月21日における千葉県産海苔の集荷数量は2,492万枚、その代金2,355万円であり、「買取資金残高」は1,245万円であった。表の3,600万円は、この集荷支払代金と残高を示すものである。

ると云ふ条件で（即ち先渡と云ふ形式で）当面の丸干資金として左記の通り借入致度い思ひます 従つて爾今支所全般としても回収に全力を注ぐと共に中金に対する信用も落さぬ様格段の努力を要するものと思ひますので併而付記致します」⁸⁶

つづいて2月28日、#20新規手形400万円がなされるが、「回収資金の枠内に於て貸出を許可せられたもので3月中旬迄には2月下旬と同様是非共回収を要するもの」⁸⁷であった。

(2) 東京支所の資金繰り難—荷受機関への前渡金の要請

1947年初頭における東京支所の集荷をめぐる環境は、厳しいものであった。荷受機関の業者からの直接買付、地水への直接申込が多くなり、東京支所の統制価格による集荷は困難になった。また集荷資金についても農林中金からの借入金の制限を受け、さらに荷受機関からの前渡金の徴収も困難になった。

ここでは、東京支所が荷受機関から前渡金（仮受金）を得る過程を検討して、いかに資金繰り難に陥っていたかを実証することである。

分析する資料は東京支所経理課の松田忠秋の「出張報告」（1947年2月3日～2月10日）である⁸⁸。この2月初旬の出張は、静岡県水、岐阜水産物、名古屋魚市場、三河水産物への出向いたもので、その目的は、「丸干前渡金を受領し就而書類の突合せをなし代金確保」をすることと「資材代金支払督促」であった。つまり、荷受機関からの前渡金の受領（＝販売品の仮受金の受領）と県水への資材代金の督促（＝購買品売掛金の回収）が目的であった。荷受機関である岐阜水産物、名古屋魚市場、三河水産物との交渉についてみてゆく。

松田は、2月5日、岐阜水産物の副社長吉村と会って前渡金を要請した。副社長には、「出荷済で当方で岐阜荷受宛配給票を発行したもの」について「精算金」を請求した。だが、「品質不良のため返却」し、「残りは…多分代金決済済と思

ふ」ので「精算代金を御支払する申付」は「荷受としては出来兼ねる」と、断られた。そこで「当方＜東京支所＞としては資金の操作運転上是が非でも前渡金を欲しい 荷物は必ずどしどし出荷するから出して貰ひたいと交渉をすすめたが種々出渋をしたが」、200万円の「銀行借入送金する事に約し手続を取って貰ひました」と⁸⁹。東京支所の松田が、資金繰りに困って岐阜水産物の副社長に対して200万円の前渡金を何とか出してくれるよう強く依頼していることが読み取れる。

2月8日には名古屋魚市場の塩干部長の野田、次長の河辺に前渡金について相談した。相手側は、「当方の資金の操作状態を申上げて是非共前渡金を頼むと種々折衝の結果」、150万円の送金を約束したが、「この中京地区消費者300万に…割当ないのはどうした訳か」「この割当は何処で決定したものであるか」「割当ない場合には業者に話をつけるにしても誤解」の虞があるとの「苦懐」が出された⁹⁰。ここでも中水の資金繰りからして前渡金を依頼し、なんとか150万円の約束ができた様子が読み取れる。

なお東京支所はしばしば名古屋魚市場から前渡金を受けていた⁹¹。2月7日の松田と豊橋の三河水産物との話合いについてであるが、すでに150万円の前渡金を受けており、更に前渡金を要求することはできなかったという⁹²。

ところで、松田が出張報告を提出した数日後の2月14付で、中水名古屋出張所から東京支所へあてて「塩乾鰯（丸干鰯）配給割当について」が届いた。これは、2月7日の松田職員の名古屋魚市場での前渡金要請に対する荷受機関の正式の回答ともいふべきもので、荷受機関としては「割当数量並出荷地等」の通知を受けることなく前渡金を送金することはできないというものであった。

「先般貴所松田氏当管内に御出張の折 名古屋魚市場株式会社其の他の荷受に前記丸干の出荷に対して前渡金を支払ふ様に御話が有りましたそうですが荷受側としては割当数量並出荷地等に関し何等の御通

知も受けてない為送金致し難く困却致している由の
次第も承りました ついては之が割当数量等御決定
の上は其明細に関し至急御通知方煩し度御願ひ致し
ます」⁹³

本来、東京支所が荷受機関から受取る仮受金（前渡金）は、「割当数量並出荷地等」の通知を条件に荷受機関から受取り⁹⁴、東京支所は製品を出荷するたびに、残りの残金つまり「精算金」を受取る仕組み⁹⁵である。だが、この頃の東京支所の前渡金の要請は、出荷地も割当数量も提示することのない、東京支所の資金繰りの困難にもとづく無担保の「借入金」のようなものであったと考えられる。

なお、東京支所の1947年3月末における仮受金の相手先は、表16の通りである。愛知県の名古屋魚市場や愛知三河水産、海無県（山梨、埼玉、群馬、長野、栃木）の荷受機関が多く名を連ねている。製品は主として「丸干」であった。

以上、3節を要約すると、①1946年12月になると荷受機関は、一方では東京支所へ前渡金を渡して製品の仕入をすすめたが、他方では東京支所を経由せずに前渡金を地水へ直接渡すようになったばかりか、さらに「生産地と直取引」をするようになった。②東京支所は、地水の海苔やイワシ資金の集荷資金の要請に応えるべく農林中金からの借入金と荷受機関から前渡金（仮受金）を得て、地水へ前渡金を送金して集荷に

努めた。③だが荷受機関の「直取引」の活発化に伴って東京支所の集荷は計画通りにゆかなくなった。また東京支所の資金面では荷受機関からの「前渡金も精算金も徴収」できなくなり、また農林中金からの貸出制限措置を受けて「資金の操作全く困難」となった。そのために東京支所は資金繰りの困難な状況を説明して荷受機関からの資金援助を求めた。

おわりに

日本銀行が指摘する1946年10月の経済全般の危機の始まりによるインフレの激化は、格差を伴いながら闇価格ばかりでなく、水産物の統制価格の高騰をもたらしした。それは、水産業においては荷受機関による生産地への「直取引」すなわち闇価格による水産物の流通ルートの拡大、を意味していた。荷受機関の闇ルートの形成は、同時に中水を経由する統制された流通ルートをも温存・活発化するものであった。同機関は、東日本とくに北海道内の札幌支所、函館出張所、釧路出張所などへ巨額の前渡金を渡した。中水は、魚価の昂騰の中で地水からの前渡金要請に応じざるをえず、荷受機関からの資金と農林中金からの借入金でそれに応えた。しかし荷受機関による闇価格によって中水の集荷は困難となり、前渡金は回収されないまま増加した。中水は、農林中金の貸出制限により資金繰りに行き詰まり、荷受機関への資金援助をもと

表16 東京支所の仮受金（前受金）の残高明細 1947年3月末

（単位：円）

相手先	本月末残高	摘要	相手先	本月末残高	摘要
総合食品外	1,841,896	干鰯代	長野水産物	500,000	丸干前受金
名古屋魚市場	1,826,867	丸干前受金	山梨海藻食品	500,000	丸干前受金
岩手県水	1,015,743	塩辛代	静岡県水	300,000	丸干前受金
水産協力会	1,000,000	丸干前受金	栃木水産物	260,973	
山梨水産物	1,000,000	丸干前受金	茨城水産物	195,760	
東京都心太	970,295	寒天原藻	群馬水産物	180,644	丸干前受金
愛知三河水産	950,035	丸干前受金	茨城県水外	101,557	
埼玉県水産物	735,856	丸干前受金	計	13,435,548	
長野海苔荷受	708,438		総計	14,406,866	
福三水産物	700,000	丸干前受金			
東水	647,484	丸干前受金			

資料：「仮受金明細表」「決算書類」本経321号、1946年度、より作成。

めることもあった。

本稿の結びとして、残された課題について、2点ほど触れて置きたい。第1は、北海道地域に限定された中水の販売品買掛金の急増を系統金融史の視点からどのように位置づけるかという点である。販売品買掛金は「現地金融」の膨脹の特徴の1つであるが、いうまでもなくこれは中水が地水からの集荷において掛買いをおこなっていることを意味する。札幌支所と函館出張所は、11月になると北海道水産業会（北水）を相手とする販売品買掛金を急増させた。この販売品買掛金は、北水からみれば中水への販売品の売掛金である。農林中金の水産業団体貸出は、1946年度後半、北水や道内漁業会へ集中的になされるが、その眼目の1つは、道内中水の販売品買掛金（北水の販売品売掛金）を支えることにあった可能性がある。この点の検証は、北水からの分析が不可欠であり、今後の研究としたい。

第2は、「現地金融」の地域的偏在についてである。本稿では「現地金融」の地域的偏在の存在は明らかにしたが、大阪支所や福岡支所では何故農林中金からの借入枠が少なく、また荷受機関からの仮受金が東日本のように増加しなかったのか、同じ事だが北海道に、何故系統資金、荷受機関の資金が集中したのかの検討はなされていない。端的に言えば水産物の荷受機関の生産地へ進出は地域的に偏在していたのかどうかである。

注

- (1) 1945年10月26日に廃止された水産統制令は、1942年5月20日に公布実施され、海洋漁業の統制を意図したものであった。同令の解説は、日本農業研究所編『農林水産省百年史』中巻、大正・昭和戦前編、1980年3月、589頁、参照。
- (2) 1945年11月15日、連合国総司令部は生鮮食料品の「集荷配給統制」と「公定価格制を全面的に廃止」することを目的とする日本政府案の実施を指令した。そのかわりに①「集荷」は、生

産者団体の農業会や水産業会が「自治的」に担当し、②「配給」は「消費地の大口荷受機関が生産者団体から買付け、都市市場で小売商に卸売を行い、小売商は従来の家庭配給機構」によることとなった。そして、③「産地買付価格」は「生産者団体と消費地大口荷受機関との協定」で決め、そして「消費者価格」は、「産地買付価格」に「運賃、諸掛り、手数料を加算」したものとなった。政府は11月21日の閣議でこれらを決定、公定価格は20日限りで廃止された。塩野谷祐一「物価」大蔵省財政史系編『昭和財政史—終戦から講和まで—』10巻、東洋経済新報社、1980年5月、228頁。

- (3) 各地の中水支所・出張所・冷凍工場は、販売事業（集荷）に必要な資金を現地の農林中金支所から借入れるとともに荷受機関から仮受金（前渡金）を受け、また地水（都道府県水産業会）からの販売品買掛金に依存しながら資金繰りを行っている。端的に言えば、中水の資金繰りは金融機関信用と事業者間信用に依存している。本稿では、現地において集荷に必要な資金である金融機関信用と事業者間信用を合わせたものを「現地金融」と呼ぶことにする。
- (4) 近年、水産業の経済史的研究も少しずつ進みつつあるが、植田展大は「国内市場との関係がより密接な中小経営・零細経営については、生産と消費とを関連付けた研究がほとんど行われていない」との観点から沿岸漁業を対象とする消費史的視角の研究を行い、その重要性を強調している。漁業者・水産業者が急減する時代状況の中であって本研究は注目される。『「大衆魚」の誕生—戦間期における水産物産業の形成と展開』東京大学出版会、2024年2月、16頁。
- (5) 1947年11月14日に閉鎖機関に指定された中水の内部文書は、2002年、国立公文書館に移管されて今日では公開されている。中水関係の簿冊数は約7,000に及び、戦時から終戦直後の水産業研究にとってなくてはならない貴重な資料である。この資料について、ラバウル方面に従軍した水産社社長の岡本信男は「〈1947年11月〉

閉鎖機関整理委員会に引渡され、厳重に管理された。中水末期の財務やその後始末はどうであったか。それらの帳簿、書類や伝票に至るまで、今日でも大蔵省官材局管理課の倉庫に、140函に梱包されて眠っている」と強い関心を寄せていた。岡本信男『近代漁業発達史』水産社、1965年3月、563頁。

なお、戦時下の中水については、未熟ではあるが拙稿「アジア太平洋戦争下における水産業統制と農林中央金庫—中央水産業会を素材として」（『地方金融史研究』55号、地方金融史研究会、2024年6月）、の参照を請う。

- (6) 引用文は、原文を原則とするが、漢数字は算用数字に変換、円未満は省略した。
- (7) 農林次官「物価統制令第四条ノ規定ニ依ル鮮魚介類最高販売価格指定ニ関スル件」1946年3月1日、『貸借対照表（其の他）』本経672号、1945年度。
- (8) 「大蔵省告示第93号」1947年3月3日は、品種毎の指定消費地における卸売業者の最高販売価格を定めている。品種は11段階の価格（正味1貫目当り）に区分されている。最高品種は、まだい、いせえびなどの50円、最低は、あぶらがれい、かすべの5円である。中水が取り扱う製品の原料となるいわし類は13円、するめいか15円、すけとうだら、あんこう10円、そしてあじ類・さば20円で、低位にある。

なお指定消費地とは「水産物配給統制規則第十一条第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタル地域（但シ広島、呉地域及北九州地域ヲ除ク）並ニ栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、岐阜、滋賀及奈良ノ各県ヲ言フ」と。『貸借対照表（其の他）』本経672号、1945年度。

- (9) 水産局長は、1946年3月1日、次官通牒に関連して同日通牒を発し卸売業者の最高販売価格と他の価格との関係について指示した。すなわち①「陸揚地」での「卸売業者最高販売価格」は、消費地の価格を元にして「輸送費」などの経費を差引きして決めること、②指定消費地以外の卸売業者価格は陸揚地の卸売業者価格を基準に

決めること、③小売業者の価格は卸売業者価格に「小売手数料」を加算して設定する。301号「物価統制令第四条ノ規定ニ依ル鮮魚貝類最高販売価格指定ニ関スル件」、前掲『貸借対照表（其の他）』本経672号。

- (10) 協定価格は、魚価の異常な高騰と入荷の減少に対処するために東京都が1945年12月5日から生産者、出荷機関、荷受機関で採用した価格であるが、効果はなかった。

そこで農林省は1945年12月28日、『鮮魚介類価格措置要綱』を決定、6大都市向けの出荷に対して主要食糧や燃料油などの特配による出荷報奨制度を実施し、協定価格による出荷を漁業会に要求、リンク制による協定価格は1946年1月10日から実施された。なお6大都市向け以外は自由販売価格である。日刊食料新聞企画編集『東都水産株式会社五十年史』上巻、1987年3月、278～281頁。

- (11) 同前、283頁。なお物価統制令にもとづく鮮魚介類の価格基準は「米価の政府買上価格を石当たり300円、政府売渡価格を250円として、これを基準に雑穀、野菜、鮮魚介の価格を定め」た。この価格水準は「昭和14年のいわゆる9・18ストップ価格の8倍とされ、これが500円生活にみあうように考慮された」という。中村隆英「金融政策」『昭和財政史—終戦から講和まで—』12巻、東洋経済新報社、1976年4月、112頁。
- (12) 『官報』第5750号、1946年3月16日。
- (13) 食糧緊急措置令は、1946年2月17日「現下の逼迫した食糧事情を打開するために、食糧管理全般に亘る強化策として採り上げられたもので、同じく2月17日の金融緊急措置令、隠匿物資等緊急措置令等と並んで経済危機突破総合対策の一環をなす」。その緊急措置令に規定された主な点は、①主要食糧の強制収用 ②生鮮食料品の統制 ③不正受配者の厳罰 ④供出阻害行為の取締、であった。潮見俊雄「食糧緊急措置令」（我妻栄編『新法令の研究』（1）昭和21年度第1輯（1～3月）、1946年12月）、125頁。

- (14) 前掲『東都水産株式会社五十年史』上巻、284 頁。
- (15) 潮見俊雄「水産物統制令」1946 年 3 月 16 日（前掲『我妻栄編『新法令の研究』(1)、140 頁）。
- (16) 同前、140-141 頁。
- (17) 1947 年 4 月 16 日の鮮魚介配給規則の公布・施行、同年 7 月 29 日の加工水産物配給規則の公布（8 月 1 日実施）に伴い 8 月 1 日に水産物統制令は廃止された。中水の一手買取販売が複数制へ転換することになり事実上 8 月末に事業を停止した。
- (18) 清水洋二「第 8 章 食糧生産と農地改革」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史』3 第二次大戦期、東京大学出版会、1994 年 12 月、336 頁）。
- (19) 政府は、1945 年 11 月 28 日、「食糧魚粉緊急増産ニ関スル件」を関係地方長官に通牒し、中水へも連絡した。これは当時の食糧事情に対処するため、「国民体位ノ保持」を目的に「食料魚粉ノ増産ヲ図ルト共ニ之ヲ一般粉食ニ混用シテ米代替配給」を実施する方針を告げたものであった。1946 年 1～6 月の全国の生産割当量は 521 万貫で 196 の工場指定がなされた。生産割当は北海道 433 万貫、次いで長崎 21 万貫、千葉 16 万貫、茨城 12 万貫であった。『緊急増産食糧魚粉綴』札幌 266 号、1946 年 4～7 月。
 米の配給が出来ない事態の中での政府の対策は、1 土地開発の促進、2 化学肥料の確保、3 未利用資源の開発であった。食糧魚粉に関連するのはこの未利用資源の開発である。この未利用資源というのは、例えばドングリだとか桑の葉だとか芋のツルだとかそういうものを粉にして食べる。これは栄養上十分でないという問題がある。そこで一般粉食ドングリ等に栄養価の高い食糧魚粉を加えようという政策で力を入れた。前掲『緊急増産食糧魚粉綴』札幌 266 号。
- (20) 「食料魚粉増産要綱」1945 年 11 月 28 日、『食糧関係綴（2 冊一括）』福岡 239 号、1945 年 11 月～1946 年 5 月。
- (21) 1945 年のイワシの加工品の生産量は、素乾し 21、塩乾 3,136、煮乾 5,592、塩蔵 489、千貫である。1944 年との割合では、それぞれ 15、

101、58、28%である。『水産業累年統計』第 2 巻、生産統計・流通統計、農林水産省統計情報部農林統計研究会編、1979 年 3 月、572～581 頁。

- (22) 鰯製品の統制価格は、1945～1946 年度においては例外価格のみが許可され公定価格の改定は 1947 年 6 月である。煮乾イワシの統制価格は、1945 年 8 月～1947 年 6 月の 2 年近くの間に 10 倍へと上昇した。「鰯製品例外価格申請に関する件」1945 年 8 月 18 日、「物価庁告第 268 号」1947 年 6 月 5 日、『鰯製品例規綴』札幌 297 号。

柔魚製品の場合、1946 年 9 月 12 日の「物価庁告示第 61 号」により 1944 年 9 月の「農商省告示第 110 号（いか製品の最高販売価格指定の件）」が廃止され公定価格が指定されたもののこの直後から例外価格の申請がなされる始末であった。「いか製品の販売価格の統制額告示の件」1946 年 10 月 1 日、『柔魚取扱要項並価格（2 冊一括）』札幌 262 号。

乾海苔の公定価格の改訂は 1946 年 12 月 3 日である。1944 年 12 月 29 日発令の時と比して原価は 10～15 倍であった。「乾海苔公定価格資料提出に関する件」1946 年 9 月 20 日の別紙「乾海苔公定価格改正の理由書」『乾海苔関係書』本食 35 号、1946 年 3 月～1947 年 7 月。

食料魚粉の公定価格が改正されたのは 1947 年 8 月 1 日（「物価庁告示第 433 号」）であり、この時 1944 年 9 月の統制額があらためられた。『魚粉関係綴』札幌支所 362 号、1947 年 3～7 月。

- (23) 日本銀行「昭和 20 年 8 月より昭和 21 年 12 月に至る我国経済事情」『日本金融史資料』昭和続編 1 巻、1978 年 6 月、375 頁。

なお伊藤正直は、この時期の公定価格と闇価格の乖離を考察し、乖離は 1946 秋から 1947 年 6 月まで拡大し、その後縮小に転じたことを明らかにしている。「戦後ハイパー・インフレと中央銀行」日本銀行金融研究所『金融研究』31 (1)、2012 年 1 月、188 頁。

- (24) 1947 年 4 月 12 日に開催の漁民大会準備委員会は、「生活費家計」と「闇価格」の調査を決定した。その成果である「現行公定価格並に市場

闇価格比較表」1947年3月8日現在によると、闇価格が全地域に広がり、その格差は大衆魚である鰯は5～8倍、鯖は12倍、くるまえばしは30倍を超えている。製品の闇価格は、鮮魚ほどではないが、煮乾（小羽）で3.7倍（下十条）、するめ1等品3.6倍（豊島区要町）、のり（上）3.2倍（新橋）と、闇価格は公定価格の3倍以上である。『全国漁民大会記録綴（4冊一括）』本食3号、1947年7月現在。

- (25) 魚価対策宮城県漁民大会「決議」1947年3月11日。なお全国レベルでは1946年10月15日に第1回漁民大会、第2回漁民大会は1947年7月26日に開催された。第1回大会では魚価問題、資材問題、配給統制の問題が討議された。同前。
- (26) 「特約手形割引約定書」1946年5月18日、『資金関係発来翰綴』東京207号、1946年4～7月。
- (27) 「集荷資金約定書及委任状送付之件」1946年5月24日、『中金取引関係綴』福岡393号、1946年5月～1947年3月。
- (28) 「特約手形割引約定に関する件」1946年5月25日、前掲『中金取引関係綴』福岡393号。
- (29) 1946年3月22日大蔵省告示は、金融機関は3月20日現在の資金融通総額を超えて資金貸出が出来ないとした。この処置は、厳しかったが6月以降漸次緩和され同年8月11日に廃止された。前掲『昭和財政史—終戦から講和まで』12巻金融（1）、中村隆英「金融政策」第2章 金融緊急措置、118～119頁。
- (30) 「水産物集荷資金取扱ニ関スル件」1946年5月9日、前掲『中金取引関係綴』福岡393号。
- (31) 同前。
- (32) 「水産物集荷資金取扱要領」1946年5月9日、前掲『貸借対照表（その他）』本経672号。
- (33) 「昭和18年度資金計画報告之件」1943年6月14日、『資金運用計画書』福岡211号、1945年度。
- (34) 『農林中央金庫史』3、112頁。
- (35) 「当座取引銀行照会之件」1946年4月26日、前掲『資金関係発来翰綴』東京207号。
- (36) 大阪支所の場合、1946年12月～1947年3月における「為替手形振出案内書」の宛先の手形金

額の支払場所は、愛媛を除く四国、広島、岡山はすべて三和銀行支店である。その他の県での地銀では香住銀行、滋賀銀行、静岡銀行があるが、全体として三和銀行が重要な位置をしめている（『手形借入振出案内書』大阪259号、1946年度）。

他方、大阪支所の1945年9月～1946年12月迄の「送金依頼書」を集計したところ全部で526件、送金合計8,373万円である。大阪支所の送金先（主に地水）の取組銀行は殆んど地方銀行であり、三和銀行は京都府水、大坂府水に限られている。『送金依頼書（5冊）』大坂261号、1945年9月～1946年12月。

- (37) 農林中央金庫の事務所の設置は、1926年10月大阪支所、1935年11月仙台支所、1938年7月門司支所である。また北海道への支所は1940年8月。出張所は青森県1943年4月、岩手県1944年3月、茨城県1944年3月（1947年4月支所）、静岡県1944年3月、千葉県1945年4月、福島県1946年10月。『農林中央金庫史』別巻、178頁。
- (38) 戦時下の漁業系統機関の金融事業については、大西達雄「戦時経済下における漁業組合」（全国漁業協同組合編『水産業協同組合制度史』1、1971年3月、第10章第4節）、を参照、特に761～768頁。
- (39) 「取扱銀行報告の件」は、1946年4月4日付で、福島県水が東京支所へ宛てたものである。前掲『資金関係発来翰綴』東京207号。
- (40) 「当座取引銀行照会に対する回答の件」は、1946年5月1日付で千葉県水が東京支所へ宛てたものである。前掲『資金関係発来翰綴』東京207号。
- (41) 『手形借入金元帳』本経273号、1943年4月～1946年10月。
- (42) 1947年3月末の農林中金の水産業団体貸出は総額12億2,000万円でその内訳は中水2億8,800万円、地水7億2,700万円、漁業会2億500万円で、その内北水4億1,200万円、道内漁業会1億2,700万円であった。つまり地水にしめる

- 北水の割合は57%、全国の漁業会にしめる道内漁業会の割合は62%であった。前掲『農林中央金庫史』3、111頁。
- (43) 北海道水産物製造業会（札幌市）の設立は、1944年4月1日、販売額は5,861万円、借入金1,335万円であった（1945年度末）。農林省水産局『第七次漁業組合現況 第八次水産業団体現況水産業団体名簿（付録）』1946年9月、46頁。
- (44) 農林中金本所業務局から中水宛の通知、1946年12月12日、『資金関係書類』東京206号、1946年11月～1947年3月。
- (45) 仙台出張所は1946年12月に4通の臨時の手形を振出す。すなわち#8（12/3 300万円）、#9（12/11 1,000万円）、#11（12/23 400万円）、#12（12/26 180万円）である。『資金関係報告綴』仙台215号、1946年7月～1947年2月。『手形借入金元帳』仙台75号。
- (46) 「水産製品集荷資金借入限度額増加に就て」1946年11月7日、『経理関係往復文書』札幌222号、1946年4月～1947年2月。
- (47) 2060号「資金送付依頼の件」、前掲『経理関係往復文書』札幌222号。
- (48) 函館出張所の12月末の仮受金残高は、3,545万円で前月末より2,456万円増加した。『残高試算表』本経310号、『決算書類』本経312号。
- (49) 農林中金本所業務局から中央水産業会への通知、1946年11月30日、『借入申込関係綴』仙台270号。
- (50) 「鯷製品集荷資金借入期限延長に関する件」1947年2月14日、前掲『借入申込関係綴』仙台270号。
- (51) 「借入金ニ関スル件」1947年1月13日、前掲『中金取引関係綴』福岡393号。
- (52) 全購販連（全国購買販売組合連合会）が1941年1月に発足したが1943年9月解散して全農経（全国農業経済会）へ移行した。1945年6月29日の戦時農業団令が閣議決定されて中央農業会と全農経が統合され戦時農業団となる。1945年9月戦時農業団は全国農業会となり、1947年8月に解散した。農林省農政局『農業会史』1951年3月。
- (53) 1946年度の手形借入金を検討する立場からすれば札幌支所の検討が欠かせないが、東京支所を中心においたのは、資料の収集状況による。
- (54) 東京支所は、東京海苔統制組合より前渡金として受領した150万円に100万円を加えて、1947年1月16日、乾海苔買取資金250万円を千葉県水へ送金した。前掲『資金関係書類』東京206号。
- (55) 稟議書「食料品清算金返還ノタメ中金ヨリ資金借入ニ関スル件」1946年6月3日、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (56) 「手形借入申込書」1946年6月4日、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (57) 「手形借入申込書」1946年6月22日、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (58) 「手形借入申込書」1946年7月1日、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (59) 「手形借入申込書」1946年10月5日、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (60) 1946年8月、食料魚粉について東京支所と他所との関係は変化しつつあった。調整課長が札幌支所へ「食糧魚粉暫定的取扱手数料に関する件」を送った。詳細は、①札幌支所から東京支所へ積送した食糧魚粉は、東京支所の仕入とする。②札幌支所は東京支所から「売買斡旋手数料（集荷手数料の意）」として5厘（10貫当り930円）を送られる。③札幌支所が名古屋出張所へ積送した食糧魚粉は、「販売斡旋を依頼」したものとして処理。④配給諸掛りは名古屋出張所へ支払う。東京支所が名古屋出張所に食糧魚粉を積送したときは、名古屋出張所に「販売斡旋」をしたと見なして名古屋出張所に「売買斡旋手数料」を支払えと。『発信文書原議』本食2号、1946年6月～1947年8月。
- (61) 農林中金が東京支所に宛てた「手形書替割引計算書」1946年8月2日によると、旧手形は600万円であったが、内300万円は償還していた。前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (62) 前掲『中金手形借入関係書』東京208号。

- (63) 「水産製品使途内訳書」1946年8月2日東京支所から農林中金へ宛てたものである。同前。
- (64) 「手形書替申込書」は、1946年9月30日付で東京支所が中金へ送ったもの、同前。
- (65) 前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (66) 「手形書替申込書」は、1946年11月28日 東京支所支所長・梶田與之亮が農林中央金庫へ宛てたものである。同前。
- (67) 同前。
- (68) 「水産製品買取資金書替増額借入に関する件」同前。
- (69) 「借入申込書」の別紙、同前。
- (70) 伺「丸干鰯資金借入に関する件」1946年12月14日起案、同前。
- (71) 同前。
- (72) 「水産製品資金使途明細書」、同前。原資料の単位表記は、円であるが、万円に変更した。
- (73) 「乾海苔買取資金書替借入に就て」1947年1月28日起案、同前。
- (74) 農林中央金庫史は、1946年度の農林中金の北海道を中心とする地水や漁業会向貸出の集荷資金の増加理由について「インフレーションによって魚価が高騰したためであるが、そのほか、…流通機構の混乱によって集荷資金の所要額が増大したこともその大きな原因であった」と指摘している。『農林中央金庫史』3、112頁。
- (75) 「手形書替借入申込書」1947年1月31日、同前。
- (76) 同前。
- (77) 東京支所の仮受金残高は、1947年1月末2,585万円に達したが、荷受機関から前渡金がもらえなかったからであろう、同年3月末には1,641万円へと急減した。他方、精算金の回収ができなかったからであろうか、販売品売掛金残高は1947年1月末の234万円から同年3月末には4,510万円へと異常に増大した。(表13参照)
- (78) 「丸干鰯資金書替借入に就て」東京支所、1947年2月14日起案文書、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (79) 1947年になると荷受機関は、前渡金を東京支所を経由しないで直接地水へ支払うようになって

- た。千葉県水は1月8日に、愛知県三河水産から50万円(12/27送金)、東京都海苔統制組合から200万円(1/6送金)、日本加工海苔製造業会東京支部から150万円(1/8送金)が、それぞれ千葉県水に前渡金として送られてきたが「一応貴所<東京支所>経由の上本会に対し払込せる」ことにして欲しいとの依頼状を送った。こうした動きはその後もつづき、1月16日には千葉県海苔荷受から200万円が千葉県水へ送金されてきた。また2月には東京都海苔統制組合から400万円、千葉県海苔荷受組合から200万円が、それぞれ送金されてきた。千葉県水はその都度、東京支所へ東京支所経由で千葉県水へ払込したようにするよう依頼状を出した。前掲『資金関係書類』東京206号、1946年11月～1947年3月。
- (80) 『農林中央金庫史』3巻、1956年12月 112頁。
- (81) 前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (82) 同前。
- (83) 「水産製品資金使途明細書」、同前。
- (84) 「水産製品資金使途明細書」1947年2月15日、同前。
- (85) 同前。
- (86) 「丸干集荷資金借入に就て」1947年2月21日起案、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (87) 「丸干集荷資金借入に就て」1947年2月28日起案、前掲『中金手形借入関係書』東京208号。
- (88) 「出張報告」(1947年2月3～10日)、『煮乾鰯関係書類』東京274号、1947年1～5月。
- (89) 同前。
- (90) 同前。
- (91) 東京支所の名古屋魚市場からの仮受金残高(1947年3月末)は、丸干前受金として182万6,867円であった。『決算書類』本経321号、1946年度)。
- (92) 東京支所の三河水産物からの仮受金残高(1947年3月末)は、丸干前受金950,035円であった。『決算書類』本経321号、1946年度)。
- (93) 「塩乾鰯(丸干鰯)配給割当について」1947年2月14日 名古屋出張所から東京支所へ、前掲

『煮乾鯿関係書類』東京 274 号。

- (94) 資料の「いわし製品前渡金送金案内」は、1947 年 2 月 19 日付で、長野県水産物統制組合の理事長川村保が東京支所へ宛てたものである。前渡金の送金は、品名や数量の出荷が条件になっていると思われる。「貴会堀越正邦殿御来駕之折御話有之候いわし製品前渡金ニ付キ本日金 50 万円也貴地築地安田銀行支店宛貴社受取ニテ電送申上候」(前掲『煮乾鯿関係書類』東京 274 号)。
- (95) 東京支所は、荷受機関へ製品を出荷すると同時に「精算資金」の請求をする。1947 年 2 月 25 日の電信の発信「伺」では、荷受機関へ「丸干精算資金」を電送するよう電報をうっている(群馬県水産物荷受組合前橋支部は 180,164 円、名古屋魚市場は 100 万円、三河水産物会社 45 万円、長野県水産物統制組合は 200 万円、大阪魚市場は 74,637 円、魚市場(岐阜県大井町)は 39,060 円)。「電信案」1945 年 2 月 25 日、同前。

[付記] 本稿は、2024 年 10 月 25 日の地方金融史研究会での報告をもとにまとめたものである。